申請書記入要項

令和 6 年 12 月版

目 次

1.	全省	省庁統一資格の申請にあたって	4
	1.1	はじめに	4
	1.2	全省庁統一資格の概要	4
	1.3	申請場所について	4
	1.4	等級の算出方法について	4
	1.5	有資格者の情報公開について	4
	1.5.1	有資格者名簿閲覧	4
	1.5.2	オープンデータ機能	5
	1.6	調達ポータルサイトから統一資格審査申請と、各種ファイルのダウンロード	6
	1.6.1	全省庁統一資格の各種機能	6
	1.6.2	各種ファイルのダウンロード	7
2.	受付	寸期間について	8
	2.1	令和 07・08・09 年度の定期審査受付期間	8
	2.2	令和 07・08・09 年度の随時審査受付期間	8
	2.3	令和 04・05・06 年度の随時審査受付期間	8
2	△≇	省庁統一資格審査事務処理の流れ	0
	3.1	自月 祝一 真俗番 宜 争 	
	3.2	至有月	
4.	審查	査と資格審査結果の通知時期について	
	4.1	審査について	
	4.2	資格審査結果の通知時期について	11
	中封	情時の注意事項	19
5.	'T' #F	Bで1~7 上心 f で ス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	于原 5.1	重複申請不可について	
			12
	5.1	重複申請不可について	
	5.1 5.2	重複申請不可について	
	5.1 5.2 5.3 5.4	重複申請不可について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ	12 13 14
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ 計書類について 添付書類について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ 計書類について 添付書類について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ 付書類について 添付書類について 各添付書類の内容について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.2 6.2.3	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ… 付書類について 添付書類について 各添付書類の内容について 登記事項証明書 (法人の場合のみ) 開業届 (個人の場合のみ)	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.3 6.2.3	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ 付書類について 添付書類について 各添付書類の内容について 登記事項証明書 (法人の場合のみ) 開業届 (個人の場合のみ) 財務諸表	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.2 日 6.2.2 日 6.2.4 着 6.2.4 着	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ が書類について 添付書類について 各添付書類の内容について… 登記事項証明書 (法人の場合のみ) 開業届(個人の場合のみ) 財務諸表… 納税証明書その2等の書類	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.3 6.2.4 6.2.4.1 6.2.4.2	重複申請不可について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.2 6.2.3 6.2.4 6.2.4 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ ** ** ** ** ** ** ** ** **	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.3 6.2.4 6.2.4 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.2 6.2.3 6.2.4 6.2.4 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3 6.2.4.3	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ ******** **** *** *** ** ** *	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.3 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.4 6.2.6 6.2.6	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ 寸書類について	
6.	5.1 5.2 5.3 5.4 添付 6.1 6.2 6.2.1 6.2.3 6.2.4 6.2.4.5 6.2.4.5 6.2.4.5 6.2.6 6.2.6 6.2.7	重複申請不可について 資格申請の要件について 申請書の取得方法と申請時の提出形状について 外国の事業者の方へ ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	

申請書記入要項 令和6年 12 月版

7. -	般競争	(指名競争)	参加	資格審査申請書	(物品製造等)	記入要領	32
7.1	一般第	競争(指名競	(争)	参加資格申請書	(物品製造等)	の提出について	32
7.2	申請	書1頁の記入	要領	•••••			33
7.3	申請	書2頁の記入	要領				38
7.4	申請	書3頁の記入	要領	••••			43
7.5	申請	書4頁の記入	要領				45
7.6	申請	書5頁の記入	要領				48
7.7	申請	書6頁の記入	要領				55
7.8	申請	書7頁の記入	要領				59
7.9	申請	書の提出先に	こつい	C	•••••		61
8. 合	併・分	社等における	申請	こついて	•••••		62
8.1	申請	事由と申請種	1を	ついて			62
8.2	添付	書類について	- 				65
8.3	申請	書記入につい	いて				67
8.4	申請	書の提出につ	ついて	•••••			73
9. そ	の他の特	特殊な申請に	つい	C		•••••	74
9.1	外国	事業者の申請	情につい	ハて			74
9.1.	1 本店	で申請する場	合に~	ついて			74
9.1.2	2 日本3	支店で申請す	る場合	含について			
9.2	建設	工事及び測量	・建	設コンサルタン	ト等業務を行う	事業者の資格申請について	78
9.3	官公司	需適格組合の)資格	申請について			79
9.4	任意[団体(みなし	法人)	の資格申請に	ついて		82
9.5	地方:	公共団体等の)資格	申請について			83
9.6	新規語	設立法人等の)資格	申請について			
9.7	会社	更生法及び国	是事再2	生法をうけた場合	合について		85
10. 巻	末資料.	•••••					87
10.1	営業年	数算出用ツー	-ル				87
10.2	韶争参	加者の資格は	- 関す	ろ公示の別記4	別記 5		89

1. 全省庁統一資格の申請にあたって

1.1 **はじめに**

本書は、全省庁統一資格の「令和07·08·09年度(定期申請及び随時申請)」「令和04·05·06年度(随時申請)」に対応する「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下、申請書)の記入要項です。

1.2 全省庁統一資格の概要

各省庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争(指名競争)入札の入札参加資格(全省庁統一資格)です。「物品の製造・販売等」とは、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」の4つの資格を含みます。

本資格は、各省庁申請受付・審査窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与されると各省 庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

毎年1回「競争参加者の資格に関する公示」(1.6.1 ⑥ 参照のこと)が官報に掲載されますので、ご確認ください。

1.3 申請場所について

全省庁に共通して有効な統一資格となりますので、省庁ごとに申請する必要はありません。申請者の方は、必ず入札を予定している主な省庁1箇所を選択(インターネット申請を含む)してください。各省庁は調達予定案件数に応じた審査体制を整えております。申請が特定の省庁に集中した場合は審査に時間を要することになりますので、選択肢の先頭は行の端に記載されている等、各省庁の記載位置を理由として申請することのないようお願いいたします。

- ◆申請書等の受付窓口の検索(1.6.1 ③ 参照のこと)
 - 「調達ポータル」→「統一資格審査申請」→「受付·審査窓口検索」を選択する

1.4 等級の算出方法について

等級の計算が必要となる場合、「競争参加者の資格に関する公示」の別記4・別記5を参照の上、等級の算出に必要な各項目の数値等を確認して行ってください。巻末資料の表にてご確認ください。

1.5 有資格者の情報公開について

有資格者の情報公開は、有資格者名簿閲覧およびオープンデータ機能によって行われます。

1.5.1 有資格者名簿閲覧

申請内容の一部である「業者コード」・「法人番号」・「商号又は名称」・「本社住所」・「資格の種類」・「等級」・「企業規模」・「地域(競争参加地域等)」・「営業所名称(競争参加地域等)」・「郵便番号(競争参加地域等)」・「住所(競争参加地域等)」・「電話番号(競争参加地域等)」・「FAX 番号(競争参加地域等)」・「営業品目」の14項目は、資格審査完了後、

- ◆「有資格者名簿閲覧」(1.6.1 ④ 選択のこと)
 - ・「調達ポータル」→「統一資格審査申請」→「有資格者名簿閲覧」を選択する

1.5.2 オープンデータ機能

資格審査後、「有効期間コード」・「業者コード」・「頭文字」・「業者種別」・「適格組合証明年月日」・「適格組合証明番号」・「本社郵便番号」・「本社住所」・「商号又は名称」・「代表者役職」・「代表者氏名」・「主たる事業の種類」・「企業規模」・「資格等級」・「変更年月日」・「変更内容」・「資格者停止取消区分」・「競争参加地域」・「営業品目」・「法人番号」・「設立年月日」の項目が CSV 形式でダウンロードできます。

◆オープンデータ機能の公開について

- ・「調達ポータル」→「FAQ・お問い合わせ」→「FAQ 検索▶ オープンデータ機能」
- →「オープンデータの利用方法を教えてください」を表示

1.6 調達ポータルサイトから統一資格審査申請と、各種ファイルのダウンロード

1.6.1 全省庁統一資格の各種機能

▶ (キーワード「調達ポータル」で検索)【調達ポータル】→【統一資格審査申請】



項目を選んで、クリックしてください。

- ① 【インターネットによる申請】 インターネットによる新規、更新、変更申請する。
- ② 【郵送・持参による申請】 紙面申請書様式、各種届様式を使用して郵送・持参申請する。
- ③ 【受付・審査窓口検索】 申請する受付・審査窓口を検索する。
- ④ 【有資格者名簿閲覧】 自社が有資格者か確認する。
- ⑤ 【各年度に有効な資格の審査申請について】
 - → 【令和 0 7 · 0 8 · 0 9 年度に有効な資格の定期審査について】 定期申請をする。
 - → 【令和04・05・06年度に有効な資格の定期審査について】 終了しました。
 - → 【令和04·05·06年度に有効な資格の随時審査について】 随時申請をする。
 - → 【外国の事業者の方へ】
- ⑥ 【全省庁統一資格について】
 - → 【全省庁統一資格とは】 統一資格の概要
 - → 【インターネットによる申請】 ①と同じ
 - → 【郵送・持参による申請】 ②と同じ
 - → 【各年度に有効な審査申請について】 ⑤と同じ
 - → 【競争参加者の資格に関する公示】 統一資格の公示
 - → 【付与数値・等級等】 統一資格の付与数値と、等級

1.6.2 各種ファイルのダウンロード

▶ (キーワード「調達ポータル」で検索)【調達ポータル】→【操作マニュアル】→【資格審査申請業務を行う】



- ◆ 統一資格審査申請を行う(政府電子調達(GEPS)) 【各種ファイルのダウンロード】
 - ▶ 記入要項(共通)
 - 申請書記入要項(新規・更新申請)(PDF形式: 2.3MB) ② ※令和3年 11月版
 - 変更・再発行・資格の取消届記入要項 (PDF形式: 0.8MB) 👨 ※令和3 年11月版
 - ▶ 申請ガイド(インターネットによる申請)
 - インターネット申請編 (PDF形式:5.7MB) 👨
 - ▶ 申請書式・届書式(郵送・持参による申請)

申請書(新規・更新申請) ※令和3年11月版

- EXCEL形式: 0.2MB 丛
- PDF形式: 0.4MB 🗗
- 変更届 ※令和3年11月版
- EXCEL形式: 0.2MB 丛
- PDF形式: 0.3MB 🗗

再発行届 ※令和3年11月版

- EXCEL形式:49KB 丛
- PDF形式: 0.2MB 🗗

資格の取消届 ※令和3年11月版

- EXCEL形式:51KB 丛
- PDF形式: 0.2MB 🗗
- 役員等名簿追加用
- EXCEL形式:41KB 丛
- PDF形式:43KB 🗗

- ▶ 各種書類(共通)
 - 添付書類一覧 (PDF形式: 97KB) 👨
 - 『誓約書・役員等名簿の提出について』 (PDF形式:0.2MB) 👨
 - 外字届 (PDF形式: 85KB) 👨
 - 記入例 (PDF形式:111KB) 🗗
 - 委任状 (WORD形式: 30KB) 丛 ※令和3年11月版
 - 資格審査結果通知書 (例) (PDF形式:0.2MB) 👨
 - 登記事項証明書【履歴事項全部証明書】(例) (PDF形式:72KB) 🖟
 - 納税証明書その2 (法人例) (PDF形式:0.3MB) 👨
 - 法人税の申告に関する申出書 (EXCEL形式: 22KB) 👨
 - 納税証明書その2 (個人例) (PDF形式: 0.2MB) 🗗
 - 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書(EXCEL形式: 21KB)
 - 納税証明書その3の3 (法人例) (PDF形式:0.2MB) 👨
 - 納税証明書その3の2 (個人例) (PDF形式:0.2MB) 👨
 - 財務諸表 (株式会社例) (PDF形式: 0.3MB) 👨
 - 財務諸表 (個人例) (PDF形式: 0.5MB) 🗗
 - 開業届 (個人例) (PDF形式: 0.4MB) 👨 ※個人の申請で財務諸表を提出できない方
 - 合併時別紙明細表 (EXCEL形式: 32KB) 🛓 ※令和6年6月版
 - 適格組合申請別紙明細表 (EXCEL形式:85KB) △
 - 官公需適格組合証明書(例) (PDF形式:86KB) 🗗
 - 営業年数算出用ツール (EXCEL形式: 47KB) ▲

2. 受付期間について

2.1 令和 07・08・09 年度の定期審査受付期間

定期審査は、全省庁統一資格申請を決められた期間に行うことで、3か年(次回は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで)の全期間で有効となる資格取得が可能な申請方法です。

定期審査受付期間は下記となります。

令和7年1月6日(月)~令和7年1月31日(金)

持参および郵送による申請は、各受付・審査窓口に1月31日(金)までに必着したものが対象となります。

※上記の期間を過ぎると、下記の令和 07·08·09 年度の随時審査受付期間となります。

2.2 令和 07・08・09 年度の随時審査受付期間

随時審査は、定期審査受付期間終了後、資格を付与した時点から令和10年3月31日まで有効となる申請方法です。

随時審査受付期間は下記となります。

令和7年2月1日(土)~令和10年3月10日(金)

なお、定期申請期間が終了すると随時審査期間となりますが、資格の有効期間は令和7年4月1日以降資格を付与した時点から令和10年3月31日まで有効となります。

そのため希望する調達案件の入札に間に合わないことがありますので余裕をもって申請してください。

定期審査完了直後の随時審査は、結果通知に数か月を要する場合がありますので、できるだけ定期審査をご利用ください。

2.3 令和 04・05・06 年度の随時審査受付期間

令和4年2月1日(火)~令和7年3月7日(金)

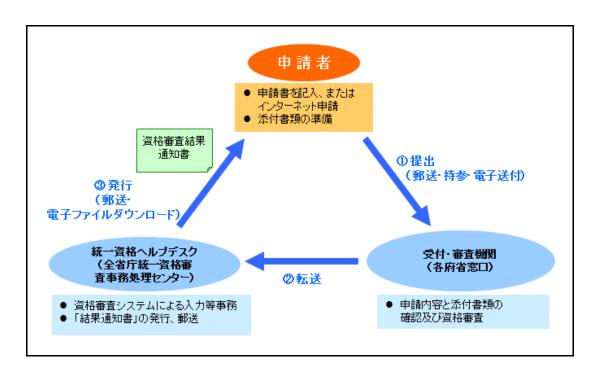
令和04・05・06年度の資格については、令和7年3月8日以降の申請受付は行いません。

令和04・05・06年度の資格が必要な場合は、早めの申請をしてください。

3. 全省庁統一資格審査事務処理の流れ

3.1 全省庁統一資格審査の流れ

全省庁統一資格審査は、以下の流れで行われます。



(1)申請の流れ

申請者からの申請は、受付・審査窓口で申請内容を資格審査し、統一資格へルプデスク(以下、ヘルプデスク)で通知書発行に伴う事務処理後、発行した資格審査結果通知書を郵送します。

- ※紙面での申請書を申請した場合は、必ず紙面の資格審査結果通知書をお送りします。
- ※上記③の(電子ファイルダウンロード)資格審査結果通知書については、「調達ポータル」にログインして申請した場合にダウンロードできるようになるので、詳しくは「申請ガイド(インターネットによる申請)インターネット申請編」(1.6.2 各種ファイルのダウンロード)を参照してください。

(2) 申請内容照会の流れ

受付・審査窓口が、資格審査の過程で申請内容に疑義がある場合、申請時に記入した申請担当者に問い合わせがあります。

(3) ヘルプデスクについて

ヘルプデスクでは、資格審査済申請書のシステム入力等事務や資格審査結果通知書の発行以外に、申請者の申請内容記入等の照会に電話対応しています。(新規の場合は、受付機関コード・受付番号、更新、変更、再発行の場合は業者コード・受付機関コード・受付番号をご用意の上お問い合わせください)

統一資格ヘルプデスク

受付時間 9:30 ~ 17:30 (土・日・祝日を除く)

電話番号 03-5511-1155

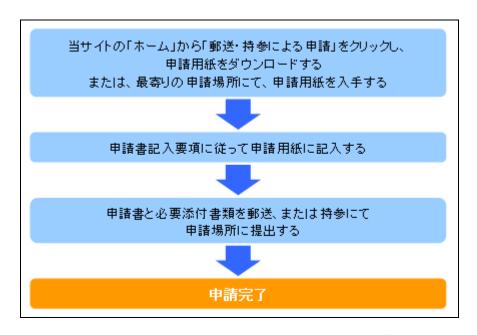
(4) 資格審査結果通知書について

資格審査結果通知書は、申請時の住所・商号で、代表者又は申請担当者宛に、緑色の封筒にて普通郵便で郵送します。普通郵便以外の発送は行っておりませんのでご了承ください。

※ヘルプデスクは、受付・審査窓口でないため、申請者から申請書を受付することはできません。申請書は申 請場所である受付・審査窓口へ提出してください。

3.2 郵送・持参による申請(紙面申請)の流れ

全省庁統一資格を郵送又は持参で申請する場合の流れは、以下のとおりです。



- ※受付・審査窓口から受付票を受け取ってください。(お問い合わせの場合必ず受付機関コードと受付番号が 必要となります)
- ※申請書は、申請場所である受付・審査窓口のいずれか 1 か所に提出し、インターネット申請も含め重複申請しないようご注意ください。
- ※申請書様式は、1.6.2 各種ファイルのダウンロードで取得するか、最寄りの申請場所で受け取った様式(最新の申請書様式をダウンロードして印刷したもの)を必ずご利用ください。

4. 審査と資格審査結果の通知時期について

4.1 審査について

(1) 郵送・持参による申請(新規・更新)の場合

申請者が、申請書と添付書類一式を受付・審査窓口へ郵送又は持参後、受付・審査窓口が資格審査を行います。受付・審査機関の審査事務状況により時間がかかる場合もあります。

受付・審査窓口が申請書の審査完了後に、資格審査結果通知書発行事務が行われます。

ヘルプデスクでは処理状況は確認できませんので、受付・審査窓口にお問い合わせください。

なお、申請時には、受付・審査窓口から受付票を受け取ってください。

(2) 郵送・持参による変更届・資格の取消届・再発行届場合

申請者が申請書と添付書類一式を受付窓口へ郵送又は持参後、受付・審査窓口が資格審査を行います。 受付・審査機関の審査事務状況により時間がかかる場合もあります。

変更届および再発行届に基づく資格審査結果通知書の発行年月日は、受付日ではなく、審査処理が終了し、資格審査通知書発行事務が行われた日になりますので、ご注意ください。

4.2 資格審査結果の通知時期について

(1) 随時申請・変更届・再発行届・資格の取消届における資格審査結果の通知時期

受付窓口の審査後、ヘルプデスクで資格審査結果通知書の発行を行います。

通常、受付窓口の審査後、ヘルプデスクに書面が到着してから 1 週間前後で資格審査結果通知書を発送します。

ただし、定期審査完了直後の随時審査は、結果通知に数か月を要する場合がありますので、できるだけ定期審査をご利用ください。

(2) 資格審査結果通知書に関する注意事項

- ①令和07·08·09年度に有効な資格に関する定期審査においては、資格審査結果通知書は令和7年3月末 までに送付予定です。
- ②通常の随時審査においては、資格の付与後、随時送付となりますが、令和7年度当初の随時審査については、申請件数が多いため、通常より時間を要しますのでご了承ください。
- ③通知書の発送先は、本社の代表者か申請担当者のいずれかとなります。
- ④発送が完了後、通知書が届かないという場合があります。現住所の表記が、登記事項証明書の住所と異なる場合は、申請書項目の資格審査結果通知書送付先を必ず 2.申請者・代理人にして、申請担当者・代理人住所宛てに送られるようにしてください。担当者住所にビル名・マンション名・号室がある場合は、記入してください。
- ⑤通知書が届かない場合、ヘルプデスクへ問い合わせの上、郵送・持参による再発行申請を行ってください。
- ⑥通知書が届いたら、封筒を開封の上、記載内容を必ず確認してください。
- ⑦発送は普通郵便で行います。

5. 申請時の注意事項

5.1 重複申請不可について

郵送・持参による申請又はインターネットによる申請も含め、受付・審査窓口のいずれか1か所に申請を行ってください。重複申請は不可となります。

申請後、別の申請をする場合(例:初めに郵送で申請した後インターネットの申請に切り替える等)まずは、「申請書の取り下げ願い」を申し出てください。

5.2 資格申請の要件について

(1) 資格審査が受理されない場合

下記のような申請の場合、申請受付ができませんのでご留意ください。

①公的添付書類不備

必要な公的添付書類の登記事項証明書【写】及び納税証明書【写】のいずれも提出できない場合 ただし、上記公的添付書類の提出できない組織・団体であっても、法人番号が付与されている場合は公的添 付書類不備扱いには致しません。

②納税証明書その2の不備 ※令和7年1月6日から必須となります。

法人の場合、

納税証明書その2(法人)【写】 あるいは 法人税の申告に関する申出書 個人の場合、

納税証明書その2(個人)【写】 あるいは 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書 を、両方とも提出できない場合

③申請者の対応不備

申請者が、受付・審査窓口からの申請内容不備の確認に対応しない場合

また、複数の会社の集まりのような団体は申請受付できません。 (例 J V のような複数の企業の共同体など)

(2) 各法人・個人事業主に1資格

1つの法人・個人事業主に対し1資格として資格審査結果通知書を発行するため、支店や営業所での申請は受理されません。

登記事項証明書及び納税証明書で確認できる本社(本店)の商号(屋号)で申請をしてください。

受理できない事例

①支店や営業所等からの申請

(例)資格商事株式会社霞が関支店

②医療法人に所属する各病院等からの申請

(例)医療法人〇〇会に所属する〇〇病院や〇〇クリニック等 ※株式会社等でいう営業所の扱いとなります。

③学校法人の各学校等からの申請

学校法人に所属する各病院、各学校の場合

(例)学校法人〇〇大学に所属する〇〇大学付属病院、学校

※株式会社等でいう営業所の扱いとなります。

(3)同一の「商号又は名称及び住所」に対して、1資格のみ付与

法律事務所等で同一の「商号又は名称及び住所」で複数の代表者が個人として資格を取得する場合、商号又は名称の後ろに()付きの(代表者氏名)を追加して、個々の資格を明示的に区別すること。

例:「商号又は名称」××法律事務所のデジタル太郎、デジタル次郎、デジタル三郎が、それぞれ資格を取得する場合

•「商号又は名称」: ××法律事務所(デジタル太郎)

「代表者」: デジタル 太郎

•「商号又は名称」: ××法律事務所(デジタル次郎)

「代表者」: デジタル 次郎

「商号又は名称」: ××法律事務所(デジタル三郎)

「代表者」: デジタル 三郎

また、同一の「住所」に係わらず同一の「商号又は名称」で複数の代表者が有資格者になった場合は、全ての代表者の資格を例の様に変更すること。

5.3 申請書の取得方法と申請時の提出形状について

申請書様式は、1.6.2 **各種ファイルのダウンロード**で取得するか、最寄りの申請場所で受け取った様式(最新の申請書様式をダウンロードして印刷したもの)を必ずご利用ください。

郵送・持参による紙面申請の提出形状は、<mark>横型 A4版全7枚綴り(別紙「役員等名簿追加用」がある場合は8枚以上になることがある</mark>)のものに限ります。これ以外の形状で申請されると受付・審査窓口から再提出を求められる場合があります。

なお、申請書および添付書類を入れる封筒等には、表面に朱書きで

『07・08・09年度』資格審査 在中 又は 『04・05・06年度』資格審査 在中 と、明記するようにしてください。

記載例その1

〒123-4567 東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇 〇〇省〇〇係

> 『07・08・09 年度』 資格審査申請書在中

又は

『04・05・06 年度』 資格審査申請書在中

令和07・08・09年度の申請書

又は

令和04・05・06年度の申請書 を、送付する場合 〒123-4567 東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇

> 『04・05・06 年度』 資格審査変更届在中

令和 0 4 · 0 5 · 0 6 年度の変更届等 を送付する場合

5.4 外国の事業者の方へ

下記にご留意の上、申請書をご記入ください。

- (1)代表者印及びサインは不要です。
- (2)登記事項証明書(写)に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- (3)申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、原文+日本語の訳文を添付してください。
- (4)申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。
- ※「外国貨幣換算率」は財務省のホームページ等で確認してください。
- ※詳しくは、本書「9.1 外国事業者の申請について」を参照してください。

6. 添付書類について

6.1 添付書類について

申請書提出の際には、申請書とともに添付して提出してください。

行政書士等に申請を委任する場合は、「委任状」も必須書類とします。

なお、本添付書類は、一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)の申請における審査のみを目的として利用いたします。

添付書類一覧
①登記事項証明書【写】(鮮明なもの)
※履歴事項全部証明書
②納税証明書その2(法人)【写】
取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
※令和 04·05·06 年度と、令和 07·08·09 年度の両申請とも、令和 7 年 1 月 6 日以降は、必須添
付となります。
③納税証明書(その3の3)【写】(鮮明なもの)
④財務諸表(1年分)【写】
※申請日直前1年以内に、確定した決算書類
⑤資格審査結果通知書【写】 ※郵送・持参による更新申請のみ
①納税証明書その2(個人)【写】
取得できない場合、所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書
※令和 04·05·06 年度と、令和 07·08·09 年度の両申請とも、令和 7 年 1 月 6 日以降は、必須添
付となります。
②納税証明書(その3の2)【写】(鮮明なもの)
③財務諸表(1年分)【写】
※申請日直前1年以内に、税務署に提出した、「所得税青色申告決算書(青色申告)」又は「その他確定申告書(白色申告)」
④資格審査結果通知書【写】 ※郵送・持参による更新申請のみ
5開業届
(事業の概要、屋号、屋号の住所を証明する書類)
※開業届は必須添付書類ではないが、円滑な審査を行うために提出
①委任状(必要に応じて添付すること。)
※行政書士等の代理人が申請する場合
②外字届(必要に応じて添付すること。)
※申請者の住所、商号又は名称、代表者役職・氏名に外字が含まれる場合
③登記事項証明書の閉鎖事項全部証明書【写】(鮮明なもの)
④減価償却に関する明細書等

- ※公的機関が発行する書類(登記事項証明書及び納税証明書)については、申請日以前から3か月以内のもの に限ります。
- ※添付書類は、内容が鮮明なコピーで提出してください。

- ※新設のため決算のない個人あるいは法人の場合、「新設のため決算書なし」とメモ書きし、財務諸表の代わりと して提出してください。
- ※納税証明書その2(法人)について、納税実績のある最新の決算期を指定して取得してください。納税証明書その2(法人)が取得できない法人においては、「法人税の申告に関する申出書」を提出できる場合に、納税証明書その2(法人)の代わりとすることができます。また、納税証明書その2(個人)についても、納税実績のあった最新の年分を指定して、同様に取得してください。納税証明書その2(個人)が取得できない個人においては、「所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書」を提出できる場合に、納税証明書その2(個人)の代わりとすることができます。
- ※納税証明書(その3の3)は未納がないことの証明なので、法人が新設のため未だ決算のない場合及び非課税であっても取得は可能です。また、納税証明書(その3の2)も同様に、個人が新設のため未だ決算のない場合に取得が可能です。
- ※更新申請で紛失等の事由により資格審査結果通知書【写】が提出できない場合に限り、1.6.1④の「有資格者 名簿閲覧」で自社を検索して業者コードに誤りがないのを確認し、画面コピーを印刷することにより、資格審査 結果通知書【写】の代わりとすることが可能です。

6.2 各添付書類の内容について

6.2.1 登記事項証明書 (法人の場合のみ)

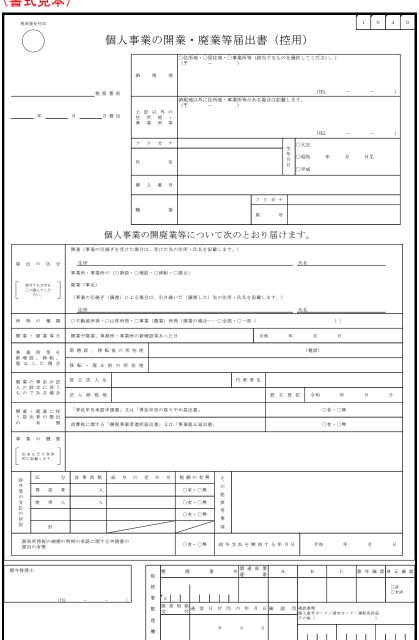
登記事項証明書とは、商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。

※申請時に必要な登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」、場合により「閉鎖事項全部証明書」も ご用意してください。コピーでも問題ありません。

6.2.2 開業届(個人の場合のみ)

開業届とは、個人が個人事業主として、「屋号(商号又は名称)」「屋号の住所(住所)」「業務の概要」「代表者」を定め、所轄の税務署に提出する書類です。必要に応じて、開業届の写しを添付してください。

(書式見本)



6.2.3 財務諸表

確定した財務諸表とは

①株式会社等の場合

法人が税務署で申告を行った、決算後の貸借対照表、損益計算書を意味します。

②公益法人の場合

毎年度、各会計基準に規定された書式で作成された、決算後の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書(損益計算書)、財産目録等を意味します。

③組合の場合

通常総会等により確定した、貸借対照表、損益計算書を意味します。

4個人の場合

個人事業主が税務署へ申告を行う、所得税青色申告決算書(以下、青色申告)や所得税の確定申告書 B(以下、 白色申告)を意味します。

独自の財務諸表ではなく、税務署への申告時の書類になります。

- ※連結決算や試算表も財務諸表としては認められません。必ず会社単体の確定した財務諸表を提出してください。
- ※法人の場合、決算により確定した直前1年分の財務諸表をご用意ください。
- ※個人の場合、申請者自らが作成した独自書式の財務諸表ではなく、税務署への確定申告時の書類をご用意ください。確定申告前の試算表は不可となります。
- ※適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。(必ずしも組合員全員ではなく、申請者が希望する資格の等級を付与するに足りる組合員分で結構です)

以下、株式会社等の貸借対照表、損益計算書の例と、個人事業主の所得税青色申告決算書(青色申告)及び 所得税確定申告書B表の例及び確認点を掲載します。

損 益 計 算 書(例)

株式会社 〇〇〇 単位:千円

休丸安社 000									
科			Ħ	金	額				
				※製造・販売等実績					
完 上 高				に記入確認する項目	100,000				
売 上 原 価					40,000				
売上	: 総 利	益			60,000				
販売費及び一般智					2,000				
営	業利	益			58,000				
営業 外収	益	_			,				
受取			息	1,000					
雑	収		入	1,000	2,000				
営業外費	用			2,000	2,000				
支 払			息	1,000	1,000				
	常利	益	,E	1,000	59,000				
	ሕ শ্য	1111			59,000				
特別利益									
貸 倒 引	当 金	戻	入	1,000	1,000				
特 別 損 失									
固 定 資	産 売	却	損	1,000	1,000				
税引息	前当期純利	益			59,000				
法人税	及び住民税	等			25,000				
当期	月 純 利	益			34,000				

※建設会社の場合(例)

科		目	金	額
売 上 高				
完 成 工 事 7	ā <u>※</u>		80,000	※計上できません
兼業事業	売 上 高		15,000	←計上可能
その他売	上 高		5,000	←計上可能
				100,000
			※確認が可能な金額	

※ 登記事項証明書(写)の【目的】に建設業、測量及び建設コンサルタント等業務が記載されている場合、当該業務以外の売上高が、損益計算書から確認できない場合は製造・販売等実績は「0」となります。建設業の「完成工事高」、測量及び建設コンサルタント等業務の「測量等実績高」の売上金額は計上できません。法人、個人とも「経営事項審査」を受けている財務諸表を提出いただければ、完成工事高以外の兼業売上高及びその他の金額を計上できます。

詳細は 9.2「建設工事及び測量・建設コンサルト等業務を行う事業者の資格申請について」をご参照ください。

貸借対照表 (確認例)

(令和○○年○月○日 現在)

(会社名) (単位:○○円)

(会社名)		1	単位:○○円) -	٦
科目	金額	科目	金額	_
(資産の部)		(負債の部)		
I 流動資産		I 流動負債		
現金及び預金	40,000,000	買掛金	3,000,000	
売掛金	9,000,000	支払手形	100, 000	
受取手形	6,000,000	短期借入金		
有価証券	3,000,000	未払金		
短期貸付金	2,000,000	リース債務		
前払費用	100,000	未払法人税等		
貸倒引当金	5, 000, 000			
		 経営状況の該当項目		
経営状況の該当項目		流動負債合計	3, 100, 000	-
流動資産合計	65, 100, 000	Ⅱ 固定負債		1
Ⅱ 固定資産		長期借入金	30, 000, 000	
「 (有形固定資産) 物品の製造を希望 ・	する場合、下記に	該当する金額に算入	40, 000, 000	
ただし、リース資産 土地 申請書項目【25】	は残高がわかる書			
建物	改幅の領			
構築物 設備の額	該当項目③			
	該当項目①	固定負債合計	70, 000, 000	1
工具、器具及び備品設備の額	該当項目③	負債合計	73, 100, 000	1
	該当項目②	(純資産の部)		1
リース資産 設備の額該	医多项目①~③	I 株主資本		
建設仮勘定 設備の額	該当項目③	資本金	20, 000, 000	
(無形固定資産)		資本剰余金	3, 500, 000	
ソフトウェア		資本準備金	2,000,000	
のれん		その他資本剰余金	1,500,000	
		資本剰余金合計	3, 500, 000	
(投資その他の資産)		利益剰余金	15, 400, 000	1
投資有価証券		利益準備金	1, 500, 000	
出資金		その他利益剰余金	13, 900, 000	
長期貸付金		○○積立金	7, 900, 000	
長期前払費用		繰越利益剰余金	6,000,000	
		利益剰余金合計	15, 400, 000	
		自己株式	0	1
		株主資本合計	38, 900, 000	1
固定資産合計		Ⅲ 評価・換算差額等	0	1
Ⅲ 繰延資産		その他有価証券評価差額金	0	
		評価・換算差額等合計	0	(参考)
		Ⅲ 新株予約権	0	申請書項目【19】記入箇所
		純資産合計	38, 900, 000	自己資本額の合計

申請内容記入時 確認箇所

令	和〇〇年 分所得税青		告決算書(一般	:用)	
住所	東京都〇〇区〇〇	氏名	トウイツ タロウ 統一 太郎	依頼	
事業所	同上	電話	03-0000-0000 同上	税理士	

加入団体

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売上 (雑収

売 H 原

価

経

接待交際費

損害保険料

修繕費

14

15

16

0

0

差引金額

損益計算書

業種

(自 1月1日 至 12月31日) 17

に記入する金額です。

			-											•	_	
	科 目		金 額		科	目		金	額		科	目		金 額]	
Ē	上(収入)金額	1	1 000 000		消耗品費	ŧ	17		0		繰	貸倒引当金	34	(,	
九十	催収入を含む)	1	1,000,000		減価償却	費	18		0	各 種	戻		35			
	期首商品棚卸高	2	0		福利厚生	費	19		0		戻額等		36			
	仕入金額	3	0		給料賃金	Ž	20		0	引当金	寺	計	37	(į	
	小計	4		5 7 -	O 1 制件 i	- 	*		0	金		専従者給与	38	(,	
	期末商品棚卸高		【18】 製造・販売等 💳 前年度分決算に記 🛶				0	準	繰	貸倒引当金	39	(į			
	差引原価	6			ー及カグ弁 績高になりま				0	備	入 類		40			
	差引金額	7	717 030	,,	19K = 11 = 01 7 0	. , 0			0	金 等	額 等		41			
	左打並領	'		費			25			,		計	42	(į	
	租税公課	8	0				26			青色申	告特別控除	前の所得金額	43	550, 000	4	
	荷造運賃	9	0				27			青	色申告特別	別控除額	44	100,000	į	
	水道光熱費	10	0				28				所得金	- 安石	45	450,000		
旅費交通費		11	0				29				刀1寸立	. 領	40	450,000		
	通信費	12	0				30			Г		<u>K</u>				
	広告宣伝費	13	0		雑費		31		0			長がない場合、 ■【10】 自己*	欠 → 女子	. A ♣L		
	控告亦座弗	1.4	٥		≩ ↓		20		Ο		中誀香垻田	ariay ec j	《 个観	本額の合計 ├		

32

33

屋号



	<u>〇</u> (2	税 月	务署長	日	令和	口 셬	₣分の	所得	税の)	申告	書B					
住	所	₹	××	×	×	×××	(フリ:	ガナ	トウイン	ツタロ	ゥ				(fn)	ᢖ
	は 業所			市×	×Ħ	1×-×>	<		氏	名	統一	太郎					(印)	-
	务所 所		00	市△		1×-×>	<-×		性 O		:業) () 小売業	屋号・統一	雅号 -商店		世帯主の 統 一	氏名 世		利
月 1 E	24年1 1の住	同」							生年月日	F	1	100	124/12	電話番号		XXX-		
Ē	近				種	類	T			農の示	番号			ш -7		F 以降 す不要		彳
	受付		alle	(単位)							課税される	る所 得金	26		120			70
	事	営	業	等	7	1	2 3 4	0 0	0		上の 26 に		26				0 0) 年 分
収	業	農	# L	業				4		税	額	į		_				يا
_	不到		動	産	·						8】「製造 決算に記入							 月
入	利			子业	I			ます				.,	– 0-	_				-
金	配			当 ——与	オ				\equiv		<u>任 毛間 人</u> 政 学 宏 附	金 ▽	31	_				-
317	給	<i>/</i> /	内 年 :		л +										\mathcal{T}			-
額	雑	そ	か サ : の	世一他	+ h	E	白衫	특戊	73	么	記	入	時	F	Н			-
щн	総	短短	- 07	期	h	_							- 1		Н			
等	合譲	長		期	7			罹	認	Į f	窗列				Н			
-	渡			時	-			-	H/L	" L					\mathbf{r}			-
	事	営	業	等	1					7	申 告納		43					
所	м	農		業	2							税額	44					
ולז	業不		動	産	3						第1期分、		45				0 0	
得	利			子	4						の税額	還付される 脱 金	46 🗸					
1.0	配			当	5					そ	配偶者の合	計所得金	47					
金	給			与	6						専従者給与(控額		48					
			雑		7						青色申告特額		49					
額			渡・ ⊦(サ)×		8					စ	雜所得·一時 泉徴収税額	所得の源	50					
	合	[(-1/	(7) ^	計	9						未納付の湯税		51					
所	雑	損	控	除	10					他	本年分で差し 失	引く繰越損 額	52					
	医	療	費 控	除	11						平均課税対	対象金額	53					
得	社会	会 保	険 料	控 除	12						変動·臨時	所容分	54					
か	小規	模企業	共済掛:	金控除	13						申告期限までに 額	に納付する金	55				0 0	>
6	生命	命 保	険料:	控 除	14					納の出	延納届	出 額	56			0	0 0)
差	地源	要 保	険 料	控除	15					還 受			銀	行			本店・店店	支
L		付 金 除	控区分	1	16					付き取				・組合・漁協			本 所・ 所	
引			寡 夫				O	0 0	0	れ る 世	郵便局名 等		預種		通 当座	讷税準	俳 貯蓄	
か	勤労	-	.、障害 除	者控	(19) ~ (20)		0	0 0	0	*	口座悉号	0						-
れ	配	偶	者 控	除	21		0	0 0	0	の所	記号番号							
る	配化	禺者	特別:	控 除	22		0	0 0	0	署	理士						ED	
金	扶	養	控	除	23		0	0 0	0	税理	士法第30条		— E 法第33 書 面 提					7
	基	礎	控	除	34		O	0 0	0		面提出有	., 20,	左					<u> </u>
額	合			計	25					整	分							
										理	動	月		日				
										欄	異 動				番 号			

6.2.4 納税証明書その2等の書類

法人または個人の納税実績を証明するため、統一資格審査申請において、令和7年1月6日より「所得金額を 証明する書類等」の提出が必須となります。

※令和 04・05・06 年度と、令和 07・08・09 年度の両申請とも、令和 7年 1 月 6 日以降は、必須添付となります。

6.2.4.1 納税証明書その2(法人)

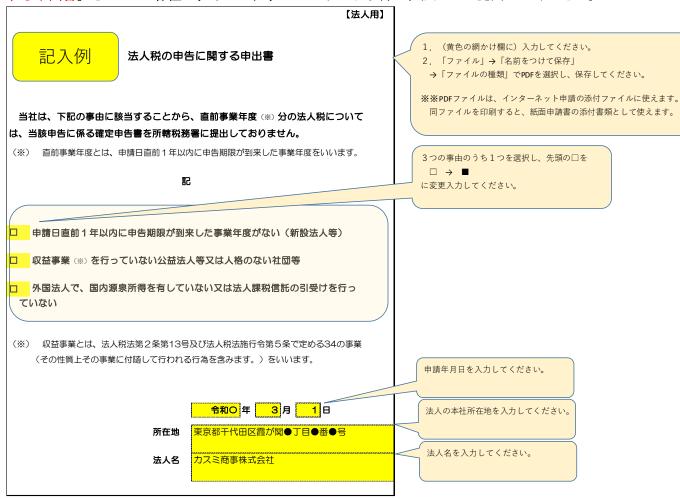
納税証明書その2 (法人) の事業年度が、最新の決算書の期間と、一致する様に取得してください。

様 式	証明の内容	法人	個人
別紙4 納税証明書(その2) 法人税用	「法人税」の所得金額を証明するものです。	0	

		納	税	証	明書								
		(4	€ の 2	所得金額	用)								
主 所(納税地) 東	東京都千代田区霞:	が関●丁目	1●番	●号									
氏 名 (名称) カ	スミ商事株式会	社											
代表者氏名 資	香格 太郎												
税目法													
事業年	度			所	得	金		彮	Į				
		申	告	額		更	正	•	決	定	後	Ø	額
(自) 令和 5年 4月 (至) 令和 6年 3月				40	000,000 下	余		白			4	10,00	00,000
(備考) 〇 証明書発行日現在のの調査による更正等に					多正申告又	は税務署	署若し	, くは	国 移	锔	(国利	兑事 系	务所)
	0005												
徴官(証明) 第 〇 〇			・を証	明します	•								
	=記のとおり、相	違ないこと	- с ш.										
微官(証明) 第 〇 〇 上 令和 7年 1月 1		違ないこと	- сип.										

6.2.4.2 法人税の申告に関する申出書

新設法人等の理由により、「6.2.4.1 納税証明書その 2 (法人)」を取得できない場合は、「<mark>法人税の申告に関する申出書</mark>」を 1.6.2 各種ファイルのダウンロードから取得し、記入して提出してください。



6.2.4.3 納税証明書その2(個人)

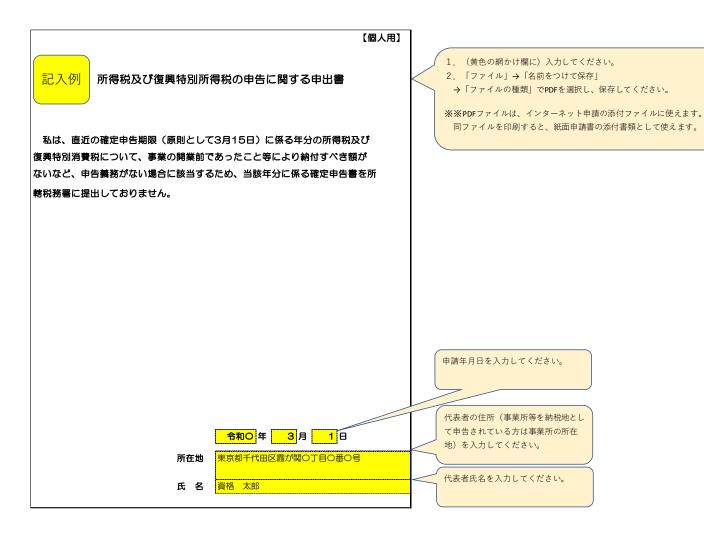
納税証明書その2 (個人) の年分が、最新の確定申告書の年分が一致する様に取得します。

様 式	証明の内容	法人	個人
別紙4 納税証明書(その2) 申告所得税用、申告所得税 及復興特別所得税用	「申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税」の所 得金額を証明するものです。		0

		納利	兑 証 明	書		
		(その2	2 所得金額用)			
住 所(納税地)	東京都千代田区霞が関	O丁目O	番〇号			
氏 名(名称)	資格 太郎					
税 目 申告所	得税					
		所 得	金額			_
年 分	申 告 額	İ	更正・決力	定後の額	摘	要
令和 5年分	20,0	00,000		20,000,000	総所得金額	
	以	下	余 白			
(備考)						
O 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を乗じる場合があります。						
徴官(証明) 第 〇 〇 〇 〇 号						
上記のとおり、相違ないことを証明します。						
令和 7年 1月	1日					
	× × × 税 務	署				

6.2.4.4 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書

納付すべき税額がない等の理由により「**6.2.4.3 納税証明書その2(個人)**」を取得できない場合は、「<mark>所得税及 び復興特別所得税の申告に関する申出書</mark>」を **1.6.2 各種ファイルのダウンロード**から取得し、記入して提出してください。



6.2.5 納税証明書(その3の3/その3の2)

平成 11 年 11 月、国税庁より、消費税(地方消費税を含む。)の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

次の様式のうち、いずれかの写しを提出してください。

様 式	証明の内容	法人	個人
国税通則法施行規則別紙	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納		
第9号書式その3の3	の税額がないことの証明書	0	
	法人の場合:法人税、消費税及び地方消費税		
	(税務署で納税証明書(その3の3)を申請)		

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)・・・法人の場合

納稅証明書

(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」 について未納税額のない証明用)

住 所(納税地) 東京都〇〇区〇〇3-15-1

氏 名(名 称) 株式会社 〇〇商事

代表 者氏名 代表取締役 資格 次郎

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

※但し書きは上記記載の下部に、下記のような表記がされます。

①ケース1

ただし、上記の消費税及地方消費税には、国税通則法第34条の2の規定による口座振替納付手続き中の未納税額として、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日の課税期間に係る中間申告分○○○○○○円があります。(振替納付期日:令和○○年○月○日)

②ケース 2

ただし、上記法人税は、納付した証券〇〇〇〇〇円が不渡りとなった場合には、納付がなかったものとなります。

ただし、上記消費税及地方消費税は、納付した証券〇〇〇〇〇円が不渡りとなった場合には、納付がなかったものとなります。

徴官(証明) 第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇月〇日 〇〇税務署

役職名 〇〇 〇〇 印

申請書記入要項 令和6年 12 月版

様 式	証明の内容	法人	個人
国税通則法施行規則別紙第	「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び		
9号書式その3の2	地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		0
	個人の場合: 申告所得税及び復興特別所得税、消費税 及び地方消費税		
	(税務署で納税証明書(その3の2)を申請)		

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)・・・個人の場合

納税証明書

(その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」及び 「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

住 所(納税地) 埼玉県〇〇市〇〇5-3-1

氏 名(名 称) 個人 太郎

- 1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下余白

※但し書きは上記記載の下部に、下記のような表記がされます。

①ケース1

ただし、上記の消費税及地方消費税には、国税通則法第34条の2の規定による口座振替納付手続き中の未納税額として、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日の課税期間に係る確定申告分〇〇〇〇〇円があります。(振替納付期日:令和〇〇年〇月〇日)

②ケース2

ただし、上記申告所得税及び復興特別所得税には、納期限が未到来の未納税額として、国税 通則法第15条第3項第1号の規定により納付税額が確定した、令和〇〇年分予定納税額第〇期〇〇〇〇〇〇〇〇円があります(納期限:令和〇〇年〇月〇日)。

などがあります。

徴官(証明) 第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇月〇日 〇〇税務署長

役職名 〇〇 〇〇 印

※納税証明書の留意点

- ① 納税証明書(その3の2)又は(その3の3)に該当しないものは、不可
- ② 未納があると、納税証明書(その3の2)又は(その3の3)の発行がされません 未納を解消して、納税証明書を取得してください。
- ③ 但し書きのある納税証明書(その3の2)又は(その3の3)

未到来の納付期限の但し書きが本文中にあっても、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近いようであれば(2週間を目安としてください。)、納付後に納税証明書を取得してください。

④ 適格組合の場合

「9.2 官公需適格組合の資格申請について」を参照してください。

⑤ e-Tax(国税電子申告・納税システム)による電子納税証明書について

e-Tax で取得した電子納税証明書(電子ファイル)も添付可能です。また、e-Tax で納税証明書の交付請求を行い、書面の納税証明書を税務署窓口又は郵送で受け取ることもできます。詳しくは、以下のホームページを参照してください。なお、電子申告完了報告書は、電子納税証明書とは別物ですので、不可です。

国税庁「e-Tax」ホームページ(URL: http://www.e-tax.nta.go.jp/)

⑥ 納税証明書の代表者名と、申請書の代表者名の一致について

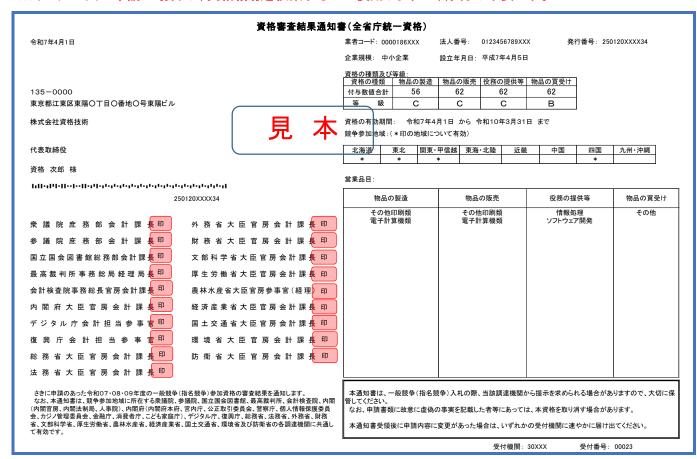
個人の場合は、個人に対しての資格となるので、納税証明書その3の2に表記された代表者名と、申請書の項目【10】に表記される代表者名とが一致していること。

法人の場合は、法人に対しての資格となるので、納税証明書その3の3に表記される住所(納税地)及び氏名 (名称)と、申請書の項目【08】本店住所及び項目【09】商号又は名称とが一致していること。この場合、納税証明書の代表者氏名と、申請書の項目【10】の代表者氏名とが一致していなくても、添付書類として納税証明書 その3の3は可。(法人によって、複数代表者が登録されている場合、代表者 A の申請で、納税証明書その3の3の代表者名が B であっても可。)

6.2.6 資格審査結果通知書【写】

申請方法が郵送または持参による「**更新申請」**の場合、お手持ちの資格審査結果通知書のコピーを添付してください。

- ※「新規申請」の場合は不要です。
- ※通知書を紛失し更新申請を行う場合、「有資格者名簿閲覧」(1.5.1 を参照のこと。)より業者コードを確認し、 画面コピーを添付してください。
- ※インターネット申請の場合は、資格情報を検索するのに使用しますが、添付は不要です。



6.2.7 委任状

行政書士や他の法人等の代理人が申請を行う場合、委任状を添付してください。

- ※受付・審査窓口から、代理人に申請に関する問い合わせを行います。
- ※委任状のひな形は、1.6.2 各種ファイルのダウンロードから取得して、ご利用ください。

6.2.8 外字届

申請書の【08】本社住所、【09】商号又は名称、【10】代表者役職・氏名のいずれかもしくは複数項目にシステム対応文字(JIS 第一、第二水準)以外の文字(以下「外字」という)が含まれる場合、申請書にシステム対応文字を記入したうえで、外字届を提出してください。

- ※外字届は、システムが表記できない外字を表記できるシステム対応文字に申請者によって振替ていただく届で す。外字届を出したからといって、外字が資格審査結果通知書に表示出来るようになる訳ではありません。
- ※外字届のひな形は、1.6.2 各種ファイルのダウンロードから取得して、ご利用ください。
- ※システム対応文字一覧は、

「調達ポータル」→「統一資格審査申請」→「郵送・持参による申請」→「外字届」→「利用可能文字」 に掲載しています。

※「申請担当者」又は「代表者以外の役員」の氏名が外字の場合、外字届不要です。システム対応文字で入力 又は記載ください。

(外字届の記入例)

外字届

業者コード __0123456789__ (更新申請/申請内容の変更の方のみ記入)

商号又は名称 __株式会社高崎商店

本社住所 東京都千代田区霞が関ローローロ

申請書の記入内容にシステムで表示できない文字(外字)が含まれるため、届け出ます。

対象項目	申請書の記入内容 (システム対応文字で記入)	外字	
商号又は名称	高崎商店	髙	﨑
本社住所			
代表者氏名	徳島 隆盛	德	隆

※代替したシステム対応文字を○で囲み、右欄に外字を記入してください。外字が複数 含まれている場合は、欄内に全て記入してください。

6.2.9 減価償却に関する明細書の確認(リース資産計上時)

物品の製造を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能です。計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額がわかる書類又はリース残高が確認できる書類、減価償却に関する明細書等を提出して下さい。

- ※貸借対照表に記載のない金額は、別途明細があっても計上できませんのでご留意ください。
- ※記入する設備額の内容について、受付・審査窓口がわかる資料を添付してください。
- ※受付・審査窓口から必要に応じて問い合わせがあります。

7. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等) 記入要領

7.1 一般競争(指名競争)参加資格申請書(物品製造等)の提出につ

いて

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)(以下、申請書)を下記手順で記入し受付・審査窓口へ郵送または持参で提出します。申請書の提出先については、「1.3 申請場所について」を参照ください。

(1)持参の場合

下記の要領で申請書及び添付書類一式を提出します。

- ①申請書用紙を【各種ファイルのダウンロード】から取得または最寄りの受付・審査窓口で受け取ります。
- ②記入要領に沿って、申請書に記入します。
- ③添付書類に不備がないことを確認します。「6.1 添付書類について」を参照のこと。
- ④提出前の申請書のコピーを作成し、保管します。(提出する申請書の両面コピー不可・ホッチキス止め不可)
- ⑤受付・審査窓口へ出向いて申請書を提出します。
- ⑥受付・審査窓口から受付票を受け取ります。

(2)郵送の場合

下記の要領で申請書及び添付書類一式を提出します。

- ①申請書用紙を【各種ファイルのダウンロード】から取得または最寄りの受付・審査窓口で受け取ります。
- ②記入要項に沿って、申請書に記入します。
- ③添付書類に不備がないことを確認します。「6.1 添付書類について」を参照のこと。
- ④提出前の申請書のコピーを作成し、保管します。(提出する申請書の両面コピー不可・ホッチキス止め不可)
- ⑤【受付・審査窓口検索】で、郵送・持参窓口を検索します。
- ⑥申請書を受付・審査窓口へ送付します。
- ⑦受付票を FAX や郵送等で受付・審査窓口から受け取ります。

(3)記入時の留意事項

- ①異なる申請書式を使用しないでください。必ず最新のものをお使いください。受付・審査窓口で再提出を求められる場合があります。
- ②金額項目については、記入できる金額がない場合でも「0」を記入してください。
- ③申請書は、安易に修正ができる鉛筆ではなく、黒のボールペンで、一字一字わかりやすく丁寧に記入してください。

なお、修正テープや修正液での修正は行わないでください。(訂正印を使用)

Excel の様式をダウンロードし、パソコンによる記入も可能です。

④記載事項は、申請日現在で記入してください。また、決算に関する事項については、申請日1年以内の直近のものを原則とし、金額は、千円単位(百円の位を四捨五入)で記入してください。

7.2 申請書1頁の記入要領

申請書1頁の記入例は下記となります。下表の要領で、各項目に記入してください

申請書様式 令和6年12月版			
	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)		
令和	「物品の販売」「投票の提供等」「物品の買受」を含みます 07・08・09 年度における物品の製造等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。		
衆 議			
	:院 庶 務 部 会 計 課 長 殿 財 務 省 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿 国会図書館総務部会計課長 殿 文 部 科 学 省 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿		
	裁判所事務総局経理局長 腰子 人 4月 厚生労働省大臣官房会計課長 殿 検査院事務総長官房会計課長 驛子 人 4月 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿		
	府 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿 タル 庁 会 計 担 当 参 事 官 殿 国 エ 交 通 省 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿		
復 興	! 庁 会 計 担 当 参 事 官 殿 環 境 省 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿 省 大 臣 官 房 会 計 課 長 殿		
	省大臣官房会計課長 殿		
	商号又は名称 株式会社資格技術		
n * 0 40	代表者役職 代表取締役		
申請日令和	7 年 1 月 6 日 代表者氏名 資格 次郎 _{代表者印不要} **ゴム即可		
01 1 定期 2 随田 ※いずれかにOをつ			
	※いずれか1つにOをする。ただし、[1報合]を選択した場合は、法人設立の複数法を記入すること。		
05 業者コード	1234567890		
※「更新	型 俗 租 合 証 明 第 号		
06 法人番号 ***********************************	1234567890123 **無機報音の方の外配人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
添付書類 〇 登記事項	法人税の単告に関する単出書 その3の3(法人)		
○ 資格結果 ※該当するものに〇をつ	^{週刊書} 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書 その3の2(個人) (個人者・自) ^{外子油} 「個人者・自」		
	以下受付・審査機関使用欄		
受付機関コードコード	要付番号 審査担当者		
項目	記入要領		
申請年度	04・05・06年度・・・・令和4年度から令和6年度の資格について申請を行う場合		
	07・08・09年度・・・令和7年度から令和9年度の資格について申請を行う場合(記入例)		
	※空欄の場合(または <mark>(年度を選択してください)</mark> と表示の場合)は、年度を記入してください。		
申請日	申請書を受付・審査窓口に持参による提出または郵送を行う日を和暦で記入してください。		
商号又は名称 代表者役職	パソコン、手書きで記入してください。ゴム印の押印も可能です。 代表者印は不要		
代表有技職 代表者氏名	10次行わられる		
【01】定期·随時	・		
	1 定期・・・定期審査申請受付期間中に申請を行う場合(記入例)		
	2 随時・・・07・08・09年度について定期審査申請受付期間を過ぎて申請を行う場合または、		
	04・05・06年度についてこれから申請を行う場合		
	※受付期間については「2.受付期間について」をご覧ください。		

【02】新規•更新

1 新規か2 更新に〇を記入します。

07・08・09年度の資格を取得したい場合

- ・04・05・06年度の資格を持っていなければ、1 新規申請
- 04・05・06年度の資格を持っていれば、2 更新申請(記入例)

04・05・06年度の資格を取得したい場合

- ・O1・O2・O3年度の資格を持っていなければ、1 新規申請
- ・O1・O2・O3年度またはO4・O5・O6年度の資格を持っていれば、2更新申請

【03】業者種別

次の要件に該当する番号いずれかに〇印を付けてください

1組合

2 公益法人

3 その他の法

人

മ

4 個人

5 その他

1 組合の場合

法人設立の根 拠法 1 組合(官公需契約の手引に基づく組合に限る)

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

※事業協同組合は、商号又は名称の中に「協同組合」の文字を含むものが該当する。(ただし、漁業協同組合、農業協同組合、消費生活協同組合は除く)

1組合を選択した場合は、(組合について)法人設立の根拠法を以下の3つから1つ選択して記入すること。

「中小企業等協同組合法」

「中小企業団体の組織に関する法律」

「商店街振興組合法」

上記3つに該当しない場合空欄の場合、5その他を選択してください。

2 公益法人

以下の規定に該当する場合、公益法人とする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条に規定する公益法人で国が所管するもの

※公益社団法人、公益財団法人のみです。

3 その他の法人

会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)および士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人)の場合

4 個人

個人事業主。個人事務所、民法上の組合(例えば、法律事務所)の代表者個人(民法上の組合たる法律事務所の場合、それ自体では資格を取得できず、代表者個人として資格を取得できます。) ※外国の個人事業主(納税証明書その3の2を取得できない者)は競争参加資格の申請は不可です。

5:その他

1組合から4個人の分類に当てはまらない団体・組織。

国の機関、

地方公共団体、

外国、外国の行政区画および外国会社並びに法律又は条約に規定により認許された外国法人 人格のない社団等(「納税証明書その3の3」を取得できること。それが取得できない場合は、代表 者個人の資格として「納税証明書その3の2」を取得して4個人となる。)および日本の法律の規定 により成立し、設立の登記を行わない法人

1組合以外の組合のうち、法人格をもつ組合及び登記できる組合

*(例)国立大学法人、学校法人、私立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)、社会福祉法人、土地改良区、土地改良区連合、商工会、商工会議所、商工会連合会、LLP、有限責任中間法人、地方協同法人、LLC、

1組合に含まれない組合のうち、「法人格をもつ組合」(漁業協同組合、農業協同組合、消費生活協同組合、森林組合等)及び「登記できる組合」(有限責任事業組合)

【04】官公需 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第 4号に該当する場合、必要となります。

各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日 及び番号を記入してください。

ただし、申請時の優遇措置(組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等)を受けず、組合単体で申請する場合、記入は不要です。組合単体での申請は、1法人として申請をしてください。

※証明番号は3桁の数字の入力が可能です。3桁に満たない場合は、右詰し、ゼロで埋めてください。

- ※適格組合証明は、申請日において有効な証明であることを確認してください。
- ※「官公需適格組合証明書(物品納入等)」が適応します。「官公需適格組合証明書(工事)」は適応 しません。

【05】業者コード

【02】新規・更新で 2 更新に該当した場合は必ず、お持ちの資格審査結果通知書に記載のある、業者コード(10 桁)を記入してください。

※資格審査結果通知書の紛失等により、業者コードが不明の方は、

「有資格者名簿閲覧(1.5.1を参照のこと。)」

より検索が可能です。

- ※更新申請で紛失等の事由により資格審査結果通知書【写】が提出できない場合に限り、「有資格者名簿閲覧(1.5.1 を参照のこと。)」で自社を検索して業者コードに誤りがないのを確認し、 画面コピーを印刷することにより、資格審査結果通知書【写】の代わりとすることが可能です。
- (資格照会画面において、「競争参加地域」「資格の種類」「商号又は名称の頭文字の音別」「有効期間」「商号又は名称(漢字)」「業者コード」を指定の上、検索してください。)

【06】法人番号

【03】業者種別で1組合、2公益法人、3その他の法人に該当する場合は、必須入力項目です。法人番号をお持ちの方は、数字 13 桁をお書きください。

※法人番号がお判りにならない場合は、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。

(URL: http://www.houjin-bangou.nta.go.jp)

添付書類

該当する添付書類のいずれかに〇印をつけてください。

□登記事項証明書【写】(法人の場合)

※履歴事項全部証明書

□資格結果通知書(法人・個人の場合)

※更新申請の場合に、業者コードまたは法人番号を確認するために必要

※更新申請で紛失等の事由により資格審査結果通知書【写】が提出できない場合に限り、「有資格者名簿閲覧(1.5.1 を参照のこと。)」で自社を検索して業者コードに誤りがないのを確認し、画面コ

ピーを印刷することにより、資格審査結果通知書【写】の代わりとすることが可能です。

□納税証明書その2(法人)【写】

取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書(法人の場合)

※令和7年1月6日から必須となります。

□納税証明書その2(個人)【写】

取得できない場合、所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書(個人の場合)

※令和7年1月6日から必須となります。

□納税証明書(その3の3)【写】(法人の場合)

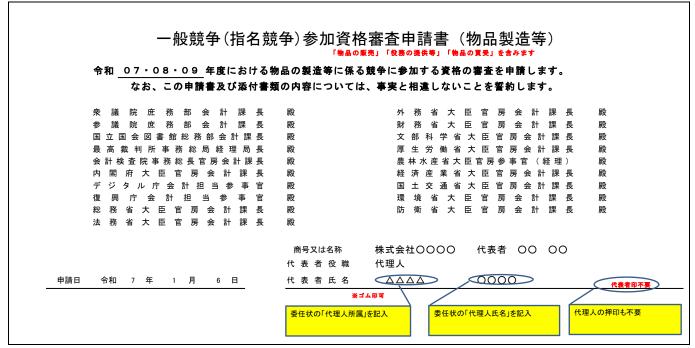
※法人住民税の納税証明書は不可

□納税証明書(その3の2)【写】(個人の場合)

※市県民税の納税証明書は不可

- □財務諸表(法人の場合)
- □財務諸表(個人の場合)
 - ※所得税青色申告の場合、「青色」に〇印をつけてください。
 - ※確定申告書 B 表(白色申告)の場合、「白色」に〇印を付けてください。
- 口委任状(法人・個人の場合)
 - ※代理人による申請の場合に必要
- □外字届(法人・個人の場合)
 - ※商号又は名称、代表者氏名、本社住所に外字が含まれている場合に必要
- 口その他(法人・個人の場合)
 - ※上記以外で、必要に応じて添付する場合、文書名を記入してください。
 - ※例として、代表者名刺、屋号の住所を証明する書類(開業届、賃貸借契約書又は公共料金の請求書等)、合併の添付書類一式、減価償却に関する明細書等

(代理人申請の場合の記入例)



※委任状は、6.2.7を参照のこと。

7.3 申請書2頁の記入要領

申請書2頁の記入例は下記となります。下表の要領で、各項目に記入してください。

07	郵便番号 (登記上)	135 — 0000 ※外国の郵便費号の場合は空棚とする									
00		コウトウクトウヨウ									
08	本 社 住 所 (登記上)	東京都江東区東陽〇丁目〇番〇号東陽ビル ※フリガナは毎道府県、地帯、ビル名については金橋する ※全配手項配明者のとおり配入									
	フリガナ	※フリカテは参連所領、地管、ヒル名については省略する ※量配●項証明管のとおり配入 シカクギジュツ									
09	商 号 又 は 名 称	休式会社負恰技術									
		※フリガナは「株式会社」等法人の種類のフリガナは省略 ※商号又は名祭は「韓」のように略さず「株式会社」と記入 ※豊配事項証明者のとおり記入し、「株式会社」等の法人格名称の前後には空白をいれず文字を詰める									
		役職 代表取締役 ※役職名については豊野事項監明者のとおり記入									
10	代 表 者	<u>シカク ジロウ</u> 資格 次郎									
	氏 名	貝 1									
11	設立年月日	平成 7 年 4 月 5 日 ※送人は、豊都に記載のある「会社成立の年月日」、「法人成立の年月日」また「組合契約の効力が発生する年月日」を利服で記入									
	申 請	※個人は、創業年月日を和雇で記入。 部署名(所属名)・役職名 プリガナ デジタル タロウ									
12	担当者・代理 人	デジタル太郎事務所 氏名 デジタル 太郎									
		※申請担当者の部署名を記入 ※代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を記入 ※代理人は、所属名(会社名等)と部署名を記入									
13	申請担当者・代理人郵便番号	100 一 0000 資格審査結果 1. 本社住所 2. 担当者・代理人 ※験当する項目にO印を配入 ※未配入の場合は本社住所になります									
	フ リ ガ ナ	チヨダクカスミガセキ									
	代 理 人勤務先住所										
14	申請担当代理人	**フリガナは毎道府県、地番、ビル名については省略する ※住所はあくまで動悪先住所であり担当者の個人的住所ではありません ※本社住所と同じなら「本社住所と同じ」と記入 ・									
	申請担当	※市外局費一局費一番号 ※例 03-1234-5678 ※FAXがなければ未配入可									
	代理人メール主たる事業	「 digital.tarou.sample@sample.sam 中間担当者・代理人に申請の内容を問い合せ可能なメールアドレスを記入してください。									
15	の種類	1. 物品の製造 2. 物品の販売 3. 役務の提供等 4. 物品の買受け									
	h	a. ゴム製品 b. その他 c. 卸売 d. 小売 e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 f. 旅館業 g. サービス業 h. その他 i. 立木竹 j. その他									
	※ a ~ j の内、	<u>必ず1つを選択のこと</u> 以下受付・審査機関使用欄 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━									
	機関	受付番号 審査担当者 零査担当者 を									
	- F	文刊書与 2 金融とおりです									
_		記入要領									
【 0 / 番号	】郵 便	登記事項証明書の【本店】住所の郵便番号を記入します。									
	登記上)	※現住所ではなく、登記上の住所に対応する郵便番号です。									
	】本社	※外国の郵便番号の場合、空白にしてください。 ・住所フリガナ									
住所		フリガナ欄は、市区町村名をカタカナで記入してください。									
	登記上)										
_	<u> </u>	ただし、都道府県名、地番、ビル名のフリガナの記入は不要です。									
		例:北海道札幌市 サッポロシ 〇 ホッカイドウサッポロシ ×									
		・住所漢字(英語表記、カタカナ含む)									
		登記のある法人の場合:登記事項証明書の【本店】住所を記入してください。									
		個人及び登記のない法人の場合:納税証明書等の住所を必ず都道府県から記入してください。									
		※統一資格審査においては、システム対応文字(JIS 第一水準及び第二水準)のみ利用可能です。シス									

テム対応文字以外の文字(外字)が含まれる場合、別途外字届を提出してください。インターネット申請の際は、外字届は添付書類とあわせて PDF 化して提出してください。(記入方法は「6.2.8 外字届」を参照)

- ※資格審査結果通知書はシステム対応文字で印字発行されます。
- ※外国事業者が申請する場合、外国にある本店の住所を記入してください。

【09】商号

・(商号又は名称の)フリガナ

又は名称

※「株式会社」等を除き、会社名のフリガナのみを記入してください。

例:株式会社統一商事 トウイツショウジ O カブシキガイシャトウイツショウジ ×

例:財団法人統一 トウイツ ○ ザイダンホウジントウイツ ×

例:統一漁業協同組合 トウイツ O トウイツギョギョウキョウドウクミアイ ×

例:統一森林組合 トウイツ O トウイツシンリンクミアイ X

また、数字や「・」中点等の記号は記入できません。

例:有限会社統一・21 トウイツニジュウイチ 〇 トウイツ・21 ×

個人事業主の屋号の場合、名称のフリガナはすべて記入してください。

名称にカタカナやひらがなが含まれている場合でも、フリガナはすべて記入してください。

例:トウイツしょうじ トウイツショウジ O ショウジ ×

・商号又は名称

登記事項証明書の【商号】に記載がある名称の漢字(ひらがな、アルファベット、(・)中点、(一)長音記号を含む)を記入します。

- ※必ず登記事項証明書の【商号】と合致しているか確認してください。
- ※「株式会社」等法人の種類については、略さずに記入します。

例:株式会社の場合、㈱等に省略しない。

※個人の氏名を商号又は名称として登録の場合、名字と名前の間のスペースが入りません。

例:「資格 太郎」の場合、「資格太郎」

- ※統一資格審査においては、システム対応文字(JIS 第一水準及び第二水準)のみ利用可能です。システム対応文字以外の文字(外字)が含まれる場合、別途外字届を提出してください。インターネット申請の際は、外字届は添付書類とあわせて PDF 化して提出してください。(記入方法は「6.2.8 外字届」を参照)
- ※資格審査結果通知書はシステム対応文字で印字発行されます。

【10】代 表 者氏名

| 代表者の役職・氏名を記入します。

※外字が含まれる場合、別途外字届を提出してください。

資格審査結果通知書はシステム対応文字で発行されます。

●役職

・法人の場合

登記事項証明書【役員に関する事項】に記載がある、代表権のある役員の役職名を記入します。

例:株式会社 代表取締役 〇 代表取締役社長 × 例:組合 代表理事 〇 代表理事組合長 ×

※外国事業者の場合、支店の登記があれば「日本における代表者」を役職としてください。それ以外 は、外国にある本店の代表者の役職としてください。

・個人の場合

基本的に、「代表者」と記入してください。

対外的な肩書や、土地家屋調査士等の資格の名称も記入可能ですが、入札参加時に、各省庁の入札窓口に問題がないかお問い合わせください。

●フリガナ

代表者氏名のフリガナを記入してくさい。

※中点(・)の記入は不可です。

※「氏 ミドルネーム 名」を区切るのは、空白(全角スペース)を使用してください。

例: デジタル 太郎 デジタル タロウ 〇 デジタルタロウ ×

例: デジタル シカク タロウ O デジタル・シカク・タロウ ×

●代表者氏名

・法人の場合

登記事項証明書【役員に関する事項】に記載がある、代表権のある役員の氏名を記入します。

-個人の場合

法人の場合

納税証明書(その3の2)に記載のある、氏名を記入します。

例:デジタル 太郎 O デジタル太郎 ×

※外国事業者の場合、アルファベット、カタカナのいずれの記入でも可です。

【11】設立

年月日

入

※和暦で記

法人が会社であれば、登記事項証明書の【会社成立の年月日】に記載される年月日を和暦で記入します。

他の法人の場合は、登記事項証明書の【法人成立の年月日】を和暦で記入します。

有限責任事業組合の場合は、登記事項証明書の【組合契約の効力が発生する年月日】を和暦で記入します。

人格なき社団(みなし法人)の場合は、創業年月日を和暦で記入します。

・個人の場合

創業年月日を和暦で記入します。

※旧暦には対応していませんので、明治 $1\sim5$ 年の場合、「明治より前」を記入し、年月日は空欄としてください。

【12】申請 担当者·代

理人

【12】申請 | ●部署名(所属名)・役職名

申請担当者の場合

部署名・役職名等を記入します。

・代理人の場合

代理人の所属名(行政書士事務所名等)・役職名(行政書士等)を記入します。

●氏名

資格審査申請に関して、受付・審査機関から照会が可能な担当者氏名(全角漢字・英語表記・カナ)を 記入してください。

※担当者名は、外字に対応していません。システム対応文字で記入してください。

※代理人による申請時は、委任状に記載のある代理人氏名を記入してください。

資格審査 結果通知 書送付先

●1 本社住所の場合

【07】郵便番号(登記上)、【08】本社住所(登記上)、

【09】商号又は名称、

【10】役職、【10】代表者氏名宛てに、資格審査結果通知書が送付されます。

- ●2 担当者・代理人勤務先住所の場合
 - 【13】申請担当者·代理人郵便番号、【13】申請担当者·代理人勤務先住所、
 - 【09】商号又は名称、
 - 【12】部署名(所属名)・役職名、【12】申請・代理人氏名宛てに、資格審査結果通知書が送付されます。
- ※ポストや表札がなければ配達できない可能性があります。

【 13 】郵 便 番号

- ●申請担当者·代理人郵便番号
 - ・申請担当者・代理人の勤務先住所に対応する郵便番号を記入します。

申請担当 者・代理 人勤務先 住所

- ●申請担当者・代理人の勤務先住所フリガナ
 - ・都道府県名、地番、ビル名のフリガナは不要です。
- ●申請担当者・代理人の勤務先住所
 - 申請担当者または代理人の勤務先住所を記入します。
 - ・【08】本社住所と同じ場合は、「本社住所と同じ」という記入でも可。
 - ・【資格審査結果通知書送付先】で、2 担当者・代理人勤務先住所を選択した場合で、申請担当者の住所にビル名部屋番号がある場合は記入してください。
 - ※申請担当者・代理人住所は、日本国の住所です。(海外住所は、不可)
 - ※担当者が自宅住所を誤って記入する例が多く見受けられます。必ず勤務先住所を記入してください。

【14】申請 担当者・代 理人 電話 番号・FAX 番号・メー

ルアドレス

●電話番号 (必須)

- ・申請手続きの担当者の電話番号を記入してください。携帯でも可。
- ・代理人による申請の場合、代理人の電話番号を記入します。携帯電話でも可。
- ※左詰めで「一(ハイフン)」を入れて記入してください。
- ●FAX 番号(任意)
 - ・申請手続きの担当者の FAX 番号を記入してください。
 - ・代理人による申請の場合、代理人の FAX 番号を記入します。
- ※左詰めで「一(ハイフン)」を入れて記入してください。
- ●メールアドレス

受付・審査窓口が申請担当者又は代理人に申請内容を問い合せするためのメールアドレスを記入してください。

・代理人による申請の場合、代理人のメールアドレスを記入します。

【15】主たる

主たる事業の種類 a. ~i. から選択してください。

事業の種 類

※複数の選択はできません。

※主たる事業の種類とは、希望する資格の種類と異なっていても問題ありませんので、申請者の主たる 事業を選択してください。

1物品の製造

a. ゴム製品

「日本標準産業分類」の大分類E-製造業の中分類 19(ゴム製品製造業)をいう。

b. その他

「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。

2物品の販売

c. 卸売

「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類 50 から 55 までをいう。

d. 小売

「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類 56 から 61 及び大分類 M の中分類 76(飲食店)及び 77(持ち帰り・配達飲食サービス業)をいう。

3役務の提供等

e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業

「日本標準産業分類 |の大分類 G-情報通信業の中分類 39(情報サービス業)をいう。

f. 旅館業

「日本標準産業分類」の大分類M-宿泊業、飲食サービス業の中分類 75(宿泊業)をいう。

g. サービス業

「日本標準産業分類」の大分類G(情報通信業)の中分類 38(放送業)及び小分類 411(映像情報制作・配給業)、412(音声情報制作業)、415(広告制作業)及び 416(映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業)、大分類K(不動産業、物品賃貸業)の小分類 693(駐車場業)及び中分類 70(物品賃貸業)、大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)、大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)。ただし、小分類 791(旅行業)を除く、大分類O(教育、学習支援業)、大分類P(医療、福祉)、大分類Q(複合サービス事業)大分類R(サービス業(他に分類されないもの))。をいう。

h. その他

上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。

4物品の買受け

※4物品の買受けを選択した場合、「h. その他」と同様の業種を選択したものとみなされます。

i. 立木竹

立木竹を扱う買受け業。ただし、国有林野事業を行う林産物買受けを除く。

j. その他

上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※日本標準産業分類については、総務省のホームページ等で、ご確認ください。(URL: https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)

※業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づいています。

最新の官公需契約の手引きは、中小企業庁発行の冊子や及びホームページで参照可能です。

(URL: http://www.chusho.meti.go.jp 官公需施策のページ参照)

7.4 申請書3頁の記入要領

申請書3頁の記入例は下記となります。下表の要領で、各項目に記入してください。

	(Oをつける))	営 業 所 等 名		:	所 在 地		連絡先
		(本社を含む)		<i>//</i> <u>L</u> -5	TEL:	03-0000-0000
0	北海道	株式会社資格技	桁 135 000		東京都江東区東陽〇丁目〇番〇号東陽ビル	FAX:	03-0000-0001
			981	1_		TEL:	022-000-0000
O	東北	仙台事務所	000		宮城県仙台市青葉区青葉町〇一〇一〇 仙台ビル201	FAX:	022-000-0001
	関東		135	<u>-</u>		TEL:	03-0000-0000
0	甲信越	株式会社資格技	句000		東京都江東区東陽〇丁目〇番〇号東陽ビル	FAX:	03-0000-0001
	+ V= 11. B+					TEL:	
	東海北陸					FAX:	
	近畿					TEL:	
	近 蔵					FAX:	
	中国					TEL:	
						FAX:	
5	四国	高知営業所	780		高知県高知市相生町〇一〇一〇 高知ビル2F	TEL:	088-000-0000
			000	00		FAX:	088-000-0001
	九州					TEL:	
	沖縄						
		W-11464-1464	1.00	w ± 41		FAX:	
		※本社が担当する場合、商号又 (会社名等)を省略せずに記入	北名称 %	※ 本社(住所(豊配事項証明書の住所)が現住所と異なる場合は現住所を記入の上、末尾に(現住所)を ・		●一局雲一番号)
	- # # 18		*****		以下受付・審査機関使用欄 ====================================		●一局等一番号)
	- 機関 - ド		*44***				- 馬爾一番号)
	- F	(会社名等)を省略せずに配入			以下受付・審査機関使用欄付番号 審査担当者		- 馬雅一番号)
	- F	(会社名等) を名略せずに配入			以下受付・審査機関使用欄付番号 審査担当者		重一局量一番号)
6)	ード 競争参加 項	(金柱名等)を含集せずに配入 一 の の を 希望する地域 目	等	受	以下受付·審査機関使用欄 付番号 審査担当者 3	つける ※(市外局名	
16)	ード 競争参加 項	「金社名等)を金属セザに配入 のを希望する地域 目 北沙	等]	少北、	以下受付·審査機関使用欄 付番号 審査担当者 3	つける ※(市外局名	
16)	ード 競争参加 項	(金社名等) を倉職せずに配入 中を希望する地域 目 北流 なお	等 再道、東: Fる地域 S、各地均	_受 北、	以下受付・審査機関使用欄 付番号 3 審査担当者 記入要領 関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及び	* (市外局) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	らうち、参加を
16]	 競争参加 項	「金社名等)を金属セグに配入 のを希望する地域 目 北流 なお ださ	等 毎道、東: Fる地域 ら、各地域 い。	************************************	以下受付・審査機関使用欄 付番号	* (市外局) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	らうち、参加を
16]	ード 競争参加 項	(金社名等) を名集せずに配入 印を希望する地域 目 北流 望っ なお ださ	等 通、東: よう は は は は は が は が は が は が は が は が は が は	北、北には域に	は また では できます。 は では できます できます できます できます できます できます できます できます	*(市外局部 ・ 一	らうち、参加を
16]	 競争参加 項	(金社名等) を名間せずに配入 中を希望する地域 目	等	北、にははは、土土・	記入要領 記入要領 記入要領 関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及びつをつけます。(複数選択可) 合まれる都道府県は、下記「競争参加地域と該当当する営業所又は本社の名称を記入します。 は、ひあ号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。	*(市外局: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のうち、参加を 存県」を参照し ^つ
][6]	 競争参加 項	「金社会学)を金属セグに配入 中を希望する地域 目 北京 なお ださる 本名 ※2	等は、東道、東京のは、おいのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	北にはは、担じ、	プラグロ・ 審査機関使用欄 審査担当者 まま担当者 ままります。 (複数選択可) で含まれる都道府県は、下記「競争参加地域と該当当する営業所又は本社の名称を記入します。 まれの商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入しまする場合、株式会社等の名称は(株)などと省略せず	*(市外局: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	のうち、参加を 存県」を参照し ^つ
16]	 競争参加 項	(金社名等) を金属セグに配入 口を希望する地域 目 北京 なお ださる 本名 ※2	等道、東京はいる。いはは、一道の場合は、一道のは、一道のは、一道のは、一道のは、一道のは、一道のは、一道のは、一道の	北には、担い、入地は、	プログラグ できません。 また できません。 また できません。 また できません。 また できません できません できません。 また できません できません。 また できません できません。 また できません できません できません できません。	* (市外局) ・	のうち、参加を 存県」を参照し ^つ
16)	 競争参加 項	(金社名等) を名称せずに配入 印を希望する地域 目 北 望っ なお ださ 本 ※ ※ ※ ※ ※ ※	等ができる。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	北にはは、担い、とは、地域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対域は、対	記入要領 記入要領 関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及び ごをつけます。(複数選択可) で含まれる都道府県は、下記「競争参加地域と該当 当する営業所又は本社の名称を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。	* (市外局) ・	のうち、参加を 存県」を参照し ^つ
116)	デ 頭 え が 新等名称	(金社名等) を有限セグに配入 口を希望する地域 目	等がある。は場では、一番では、このでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	北には 担 、入 地部 : '00	記入要領 記入要領 記入要領 関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及びつをつけます。(複数選択可) 合まれる都道府県は、下記「競争参加地域と該当当する営業所又は本社の名称を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。	* (市外局) ・	のうち、参加を 存県」を参照し ^つ
116)	 競争参加 項	「全社会学)を実施せずに配入 「中心を希望する地域目	等道るよい地の社択一番所東域地を合記を担ける。	北には、担、入地部では本	記入要領 記入要領 関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及び ごをつけます。(複数選択可) で含まれる都道府県は、下記「競争参加地域と該当 当する営業所又は本社の名称を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。 本社の商号(【09】商号又は名称のこと。)を記入します。	* (市外局) ・ (市) ・ (市	のうち、参加を有果」を参照して

	WILL 21 FOR IT SEEDING
	例:(登記上の本社住所)東京都港区霞が関〇丁目〇番〇号
	(競争参加を希望する地域に登録した本社住所)東京都港区霞が関〇丁目〇番〇号 かすみ商事ビル6F(現住所)
連絡先 TEL	営業所又は本社の電話番号を記入します。(記入は必須です。)
	携帯電話でも可。
	※電話番号は「一(ハイフン)」を入れて記入してください。
連絡先 FAX	営業所又は本社の FAX 番号を記入します。
	FAX 番号は、未記入でも可。
	※FAX番号を「一(ハイフン)」を入れて記入してください。

※それぞれの競争参加地域において、主に契約を締結する本社(本店)又は支店(部署名)等の名称・住所・連絡先を 記入してください。

競争参加地域と該当する都道府県

競争参加地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州•沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

7.5 申請書4頁の記入要領

申請書4頁の記入例は下記となります。下表の要領で、各項目に記入してください。

	0	物品の製造		資格の 種類	0		物品の販売		資格の 種類	0	役務の提供等
		101 衣服・その他繊維製品類	7			201	衣服・その他繊維製品類				301 広告・宣伝
		102 ゴム・皮革・プラスチック製品類	1			202	ゴム・皮革・プラスチック製品類				302 写真・製図
		103 窯業・土石製品類	-			_	窯業・土石製品類				303 調査・研究
		104 非鉄金属・金属製品類	-				非鉄金属・金属製品類			0	304 情報処理
		105 フォーム印刷	-				フォーム印刷				305 翻訳·通訳·速記
		106 その他印刷類	-			_	その他印刷類				306 ソフトウェア開発
	0		-		0				営	0	
		107 図書類	_				図書類		業		307 会場等の借り上げ
		108 電子出版物類	_				電子出版物類		品		308 賃貸借
		109 紙・紙加工品類				209	紙・紙加工品類		Ē		309 建物管理等各種保守管理
		110 車両類				210	車両類		_		310 運送
		111 その他輸送・搬送機械器具類				211	その他輸送・搬送機械器具類				311 車両整備
		112 船舶類				212	船舶類				312 船舶整備
営		113 燃料類	7	営		213	燃料類				313 電子出版
業		114 家具・什器類	-	業			家具・什器類				314 防衛用装備品類の整備
品			-	品							
目		115 一般・産業用機器類	-	目			一般・産業用機器類	L			315 その他
		116 電気・通信用機器類	-		_		電気・通信用機器類	1			
	0	117 電子計算機類	_		0	217	電子計算機類				
		118 精密機器類				218	精密機器類		姿物の		
		119 医療用機器類				219	医療用機器類		資格の 種類	0	物品の買受け
		120 事務用機器類				220	事務用機器類				
		121 その他機器類				221	その他機器類		***		401 立木竹
		122 医薬品・医療用品類	7			222	医薬品・医療用品類		営業品目	0	402 その他
		123 事務用品類	1			223	事務用品類	_			
		124 土木・建設・建築材料	7			_	土木・建設・建築材料				
		127 警察用装備品類	-				警察用装備品類				
		128 防衛用装備品類	-				防衛用装備品類				
			-								
		129 その他				229	その他	ļ			
							以下受付・審査機関使用欄 ===				
受付机	幾関			受付番	_				審査担当	*	
¬ –	۴			文刊畫	7			4	街旦担当	18	
		望する資格の種類等					=1 1 TE AS	.			
項	目						記入要領	Į			
項			品の) 販売	役	降 (1			tl04~	າ ກ >	55 希望する資格の種類を
項	目	類物品の製造、物)提供等、物品の買	受け		のう	5ち、希望する資格の種類を
項	目	類物品の製造、物						受け		のう	うち、希望する資格の種類を
格	目	類 物品の製造、物 ず1つは選択(複	数選	建択可 能	走) L	て)提供等、物品の買 □欄に○印を記入し	受け	-		うち、希望する資格の種類を 複数選択可能)し、□に○印
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(複 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、	数選種類登記	・ まままで まままま まままま まままま まままま まままま まままま まま	能)し、扱	てって	○提供等、物品の買□欄に○印を記入し □欄に○印を記入し こいる営業品目を必 いら関連する営業品	i 目を	ー。 つは選 選択し	択(i	複数選択可能)し、□に○日 ださい。目的に、製造、販売
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(複 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、	数選種類登記	・ まままで まままま まままま まままま まままま まままま まままま まま	能)し、扱	てって	D提供等、物品の買□欄に○印を記入し	i 目を	ー。 つは選 選択し	択(i	複数選択可能)し、□に○日 ださい。目的に、製造、販売
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(複 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがな	数選種類登記	選択可能 ごとに の目的 場合、資	能)し、扱の格	てって中かり	D提供等、物品の買□欄に○印を記入し こいる営業品目を必 いら関連する営業品 物品の製造」「物品	i 受け います がず 1 の販	つは選 つは選 ·選択し ·売」を選	択(i 、てく 選択	複数選択可能)し、□に○日 ださい。目的に、製造、販売
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(核 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがな ※個人の場合、	数種登れ場	選択可能 ごとに の目的 場合、資	能)し、扱の格・業	てって中かのの	D提供等、物品の買□欄に○印を記入しこいる営業品目を必いら関連する営業品物品の製造」「物品概要」から関連する	受け です が 1 目の 営業	つは選 つは選 ・ 選択し ・ 売」を選 品目を	択にてく	複数選択可能)し、□に○日 ださい。目的に、製造、販売 できません。 Rしてください。事業の概要Ⅰ
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(核 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがな ※個人の場合、	数種登れ場	選択可能 ごとに の目的 場合、資	能)し、扱の格・業	てって中かのの	D提供等、物品の買□欄に○印を記入しこいる営業品目を必いら関連する営業品物品の製造」「物品概要」から関連する	受け です が 1 目の 営業	つは選 つは選 ・ 選択し ・ 売」を選 品目を	択にてく	複数選択可能)し、□に○日 ださい。目的に、製造、販売 できません。
格	i 目 の種	物品の製造、物 ず1つは選択(核 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがな ※個人の場合、 製造、販売のき	数種登り、開発を対象を	まれている。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	に 扱の格 業な	てつで中ののい場	D提供等、物品の買□欄に○印を記入している営業品目を必いら関連する営業品物品の製造」「物品で要」がいる関連する場合、資格の「物品の	受けず 1 目を 営業 2 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日	ー。 つは選 選択し 売」を選 品目を も」「物」	択いてまれる。	複数選択可能)し、□に○日ださい。目的に、製造、販売できません。 Rしてください。事業の概要に 販売」を選択できません。
格	i 目 の種	物品の製造、物ず1つは選択(核 ず1つは選択(核 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがが ※個人の場合、 製造、販売の等 ※物品の製造の	要を受ける 関連 登記 対 第一 に 12 に 1	表 記 記 記 の 目 の 目 の 目 の に で に で り た り に で り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	能扱の格業が印	てって中のの料事	D提供等、物品の買□欄に○印を記入している営業品目を必いら関連する営業品物品の製造」「物品概要」から関連する場合、資格の「物品の製造」である。	受けず 1 の 営製 び「1	」。 つは選 ボ売」を 記品目を 造品「物に 26 造幣	択して択選品事	複数選択可能)し、□に○日ださい。目的に、製造、販売できません。 できません。 でしてください。事業の概要に 販売」を選択できません。 ま用金属工芸品類」は平成で
格	i 目 の種	物品の製造、物ず1つは選択(核 ず1つは選択(核 選択した資格の 付けてください。 ※法人の場合、 キーワードがが ※個人の場合、 製造、販売の等 ※物品の製造の	要を受ける 関連 登記 対 第一 に 12 に 1	表 記 記 記 の 目 の 目 の 目 の に で に で り た り に で り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	能扱の格業が印	てって中のの料事	D提供等、物品の買□欄に○印を記入している営業品目を必いら関連する営業品物品の製造」「物品概要」から関連する場合、資格の「物品の製造」である。	受けず 1 の 営製 び「1	」。 つは選 ボ売」を 記品目を 造品「物に 26 造幣	択して択選品事	複数選択可能)し、□に○日ださい。目的に、製造、販売できません。 Rしてください。事業の概要に 販売」を選択できません。

営業品目の具体的事例は別表のとおりです。

※なお、営業品目の具体的事例は、下記の「営業品目の具体的事例」を参考にしてください。ただし、同表はあくまで参考であり、入札公告に記載される営業品目を規定するものではありません。

営業品目の具体的事例

資格の種類	営業品目	説明(具体的事例)
物品の製造	(1) 衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、
(物品の販売も同様)		カーペット、タオル等
	(2) ゴム・皮革・プラスチック製品	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP 製灯塔等
	類	
	(3) 窯業·土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
	(4) 非鉄金属·金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、
		ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、
		鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤー
		ロープ、刃物、手工具、ブイ(標体)等
	(5) フォーム印刷	フォーム印刷(単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、
		ビジネス帳票等)
	(6) その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハ
		ンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
	(7) 図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、
		刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
	(8) 電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-
	(a) (rr (rr +=	ROM 等
	(9) 紙·紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、
	(10) * ****	ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10) 車両類 	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物
		自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、
	 (11) その他輸送・搬送機械器具類	ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等 航空機、ヘリコプター、自転車等
	(12) 船舶類	↑ 大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、
	(12) 对口对口关具	八宝加加、小宝加加、コッド、カメー、加加州機械、 船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
	(13) 燃料類	神神の中の、温泉地、調査地、ハード寺 車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、
	(10) 旅水社技	羊崎燃料、カブラン、圭油、牡油、ガ油、ガヘ、電気、 薪、炭等
	(14) 家具·什器類	村器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箪
		一部、小农多兴、响农多兴、足兴、平初加、间子、丰 一
		印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、
		集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
	(16) 電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電
		盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、
		通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視
		装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、P
		HS等
	(17) 電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メ
		モリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
	(18) 精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学
		機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
	(19) 医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、
		AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
	(20) 事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	(21) その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車
		検査用機械器具、林業用物品等

Adapt the control of the	W die = -	申請書記入安垻 令和6年 12 月月
資格の種類	営業品目	説明(具体的事例)
	(22) 医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試
		薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
	(23) 事務用品類	事務用品、文具等
	(24) 土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、
		ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、ス
		ノーポール等
	(27) 警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、銃器
		関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
	(28) 防衛用装備品類	制服、防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通
		信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船
		舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材
		等、救命胴衣、防衛用その他機器等
	(29) その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、
		その他
役務の提供等	(1) 広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広報、イベン
		卜企画等
	(2) 写真·製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、
		シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
	(4) 情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システ
		ム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエント
		リー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシステム構
		築、ネットワーク、オペレーション等
	(7) 会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等
	(8) 賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機
		器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物
		品等
	(9) 建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処
		理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM 製作等
	(14) 防衛用装備品類の整備	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電
		子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用
		機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防
		衛用その他機器等の整備
	(15) その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種
		業務委託、登記関連業務、その他
物品の買受け	(1) 立木竹	ただし、国有林野事業を行う林産物の買受けを除く
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収、国有地買い取り、車両等買い
		取り等
		- h [

※なお、この表に記載のない具体的事例は、「営業品目」の各「その他」として、お選びください。

7.6 申請書5頁の記入要領

申請書5頁の記入例は下記となります。下記要領に沿って記入してください。

	4-11-4-																		
18		販売等実績		提供等、					1										
		々年度分決	-			年度分別			3	前2ヶ	年間の	平均実績高	記入	※決算がない場合、①②に「O」を 配入、1期しか決算がない場合、②に			売	1. 建設コン	,サルタント
	令和0		4月か	-	令和0		4月		_						同等の金額を配 とは四拾五入し			2. 新設会社	
	令和0	4 年	3月ま	C	令和0	75 年	3月	まじ					*1	上金額がな	まい場合「0」	を記入	_ o	3. その他	合併・分社等)
		27	4. 882	(±m)		2	07 20	3 (千円)	,			201 060	(エ四) わせ	ド期決算の∜ とて1年分と	B合は2期分を として①と②に	足し合 記入			の場合、当てはまる
		31	4, 882	(TH)		3	87, Z)3 (TH)	'l			381, 008	(TH)					れか1つにO8	
19	自己資料	k 額																	
					1 ຮ	· 鲁尔德	の者本・	金を記入	・春記徳が	ない場	会立は	登記簿に資本	命がない場	 合は、0	2+ +				
		資本金	金			青色申	告決算:	書の貸借	対照表があ	る場合	は、元.	入金を記入							
						青色申	告決算	書の貸借	対照表がな	い場合	と、白	色申告の場合	は、0計上	=					
		1	0, 000	(千円)															
					J														
					1 .	· ** # **	**	***	. ## A A &L /			****	8 9 7						
		自己資本額	の合計		*							産の合計)を の部の合計+		(分)を記	<u>.</u> ۲				
	-				*							対照表がある							
		8	31. 038	(千円)								得金額)一事 計算書の青色			得金額を計	L. 白色由色	の場合は	o#+±	
			.,		*							3【19】を参り							
20	外資状法																		
20		(2007)		東本金額	に含まれ					_	己人の場	合、「外資なし							
	9	ト資なし┌⋷	空欄に〇)			1.	外国新	鲁会社 (左	空欄に〇)	0					がおおむね50%で	最大2か国記入可能	È)		
					国名:					国名		7 × 0 7	b 合衆国 ••••	国名:			0()		
					Ь					(比)	* :	01	%)	(比率	^ :		%)		
21	経営状況	兄(流動比	(率)								22	みなし大:	企業						
		*****	var etr /	0.	05 00	7 -									てはまる場合、				
	:太동니니 5		資産(2	05, 097	/ +	円)	100-	700	0/								D所有に属して すに属している	いる中小企業者 中小企業者
	流動比	-	負債(9	25. 885	-	—— x 円)	100=	792	%					ねている者が包 される企業提 <mark>様</mark>			こいる中小企業	#
		川判	貝頂(10, 000	, ,	1 1/					~A11			CIVOLERMO	erracio peni o	100.7		
22	営業年数	l e	2.4	- A	sh 10th 巳 4	N 1 ##+		E ÷n.	※小数点第・										
23	呂未平知	X .	24	光多	勘職員の	ノ人奴	2		備の額			「物品の製造」				N			
	30	年			30				① 機械装置			(2) 連	般具類(千		(3) I j	具その他 (千		④ 合	計 (千円)
	30	-			30	1	۸			3,	, 252		2	6, 000			1, 520		30, 772
		営業経歴の		※パー	ト・アル	パイトは	除						※リース金	額等の上記	料目にない金	腹がある場合、	③のその他	に計上	
		手数を転配		<															
26	主な設備	備内容	(※上	:記17で	き「物品の	の製造」を	選択し	た場合のさ	5.記入。この	ときは必	ず当鉄卵	発程に係る自社 (の主な設備が	存をできる	5だけ詳細(品	名及び台敷)	に記入して	ください。)	
	大型プ	リンター3	台、運	搬用2	. t トラ	ック4台	à、P	C 5 台											
										以下受	付・審	查機関使用	<u> </u>						
				1						1]						
受付								受付番	묵					審	査担当者				
	- 1-												5						
													-						<u>-</u>
	項	B										ŧ.	入要	箔					
	々											DL	八女	以					
[18]	製浩	•販売	等	(1)#	昌益言	十算	書に	記載	されて	いる	ζ, Γ	売上高	の金額	額(建	設業.	則量及	び建設	₽コンサ	ルタント業
	-	////	• •	_		_													
実績				を	- 除く	.)を(1)直	丽々	年度先	} 決第	鼼、(2)直前4	F度分	`决算	に十円	単位(₽	当円の)位を四	捨五入)で
					1人5	_													
				Ē	じへし	ノみり	0												
				0	2) *** (つかと	- 88	ω π	护中组	= 古 /-	+ 7	7.古台.	女曲	ノノンカイ	体 ②	古並左	中八さ	はなって	き額の平均
				6	<u>シ</u> 朋リ4	とかエ	一川	の平	均夫棋		ላ • ┌	少但削~	〈干渂	. 刀. 沃.	昇、区に	旦削牛	支刀刀	はおいる	『観の平均
				な	ř. 干	田単	i付(百円	の付す	一四字	舎五	入)で記	入しま	Eす。					
				_	- ` '		·— `	т.	,			, ·, · - H-	,, ,,	, , ,					
				●寻	5 上 5	丰績?	植記	入時	の注意	[車]	值								
						V-1941				J									
				>	ぐ売	上高(ナ決	·笪書	のとお	いの	余余(質を書い	てくだ	さい。					
				′.			0.17	. 7 -		, , -,	بر عند	, C = V	- 1,-		,				
				>	と記し	入する	る金	額が	ない場	合て	₹丰.ル	ゞず「0」	を記り	11.0	ください	١			
				<i>'</i> '	V HO2		<u> </u>	цусло	- O- O- O-	, н	. Ox	J. J. O.	ر مارا ک	,,,,	1,200	0			
				- 3	そ のī	古前:	年度	分法	増レけ	t d	譜	コ上り前	仁確?	シーナー	直前の	1 車道	生生度	分の決	算のことで
				/			T 134	.73 17	(31 C 10	*	· PH •	ימ ל אם ה	一中庄人		100 CO	. 4.7	K-T-15C	73 47 77	3F07CCC
					す。	,													
																_			
				>	(1)	直前。	々年	度分	決算人	には、	直旬	前年度よ	こりさら	1 3/5	年前の	1事	能年度	分の決	算のことで
				<i>'</i>	-		· [W 13T		والمتحو				1 133 05		- 1 /2		J
					す。)													
						JIL	<u> </u>				= .57				. 	۰			
				>	《事》	乗が.	建設	江事	₩の場合	台、技	負益	計算書	の売」	ヒ高の)科目カ	い完成	工事	局」、「剰	美事業売
					La	- .44	ローノ	2145	. h -1	\ZD	奴/十	「並 坐	車 #=	보 나는	T 1/A/A	据太===	11-	ノセナル	ا
					ارك	可一型	・レーブ	ゴリト	これにてい	, ∕oh	ぶしか	、「兼業	サポリ	心上信	リーの耳	段で記	ハしし	くにさい	' o

- ※事業が測量・建設コンサルタント等の場合、計上できません。詳細は 9.2 をご確認ください。
- ※登記事項証明書(写)の【目的】に建設業、測量及び建設コンサルタント等業務が記載されている場合、当該業務以外の売上高が、損益計算書から確認できない場合は製造・販売等実績は「O」となります。建設業の「完成工事高」、測量及び建設コンサルタント等業務の「測量等実績高」の売上金額は計上できません。法人、個人とも「経営事項審査」を受けている財務諸表を提出いただければ、完成工事高以外の兼業売上高及びその他の金額を計上できます。
- ※決算が1事業年度2回の場合は、2期分を1年間分に合算し、①直前々年度分決算と ②直前年度分決算に記入してください。
- ※合併・分社等の特殊な申請の場合、8.3 に詳述しますが、損益計算書の売上金額を合計した実績を記入してください。
- ※公益法人等の場合、補助金収入・金利収入等の株式会社等でいう営業外収益にあたる 金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみ記入が可能です(公益法人等 の場合、収入に国の受託事業を含む。)。
- ※適格組合の場合、資格審査の優遇措置で、組合に所属する構成組合員とそれぞれの 実績(申請をする事業と同じものに限る。)を合算する場合と、優遇措置を受けずに組合 単体の実績で行う場合のいずれかで記入を行ってください。 9.3 をご確認ください。
- ※ホールディングス(持株会社)の売上については、グループ間売上を含んでも可です。

18 製造・販売等実績(株式会社・有限会社等の場合)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【損益計算書】直前々年度分 「売上高」の記入を確認

【損益計算書】直前年度分 「売上高」の記入を確認

	1					
①直前々年	Æ	算((千円)	②直前年度分	決算	(千円)
年	/月	から	်	年	月	から
年	/ 月	まっ	で	年	月	ま//

③前2ヶ年間の平均実績高 (千円)

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「O」を記入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。 ※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「O」を記入

<u>18</u> 製造・販売等実績記入方法(公益又は一般財団・公益又は一般社団法人等の場合) 【正味財産増減計算書】【収支計算書】【損益計算書】等の財務諸表から、事業に関する収入を合算し、千円単位で記入してください。

ただし、補助金や寄付金、金利収入(利息)、資産運用等の事業外収入は除きます。(株式会社等で営業外収益にあたる項目です)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【正味財産増減計算書】経常増減の部の経常収益の直前々年度分

「事業収入(収益)」を記入。

【正味財産増減計算書】経常増減の部の経常収益の直前年度分 「事業収入(収益)」を記入。

①直前 分決算 (千円)	②直前年度分決算 (千円)	
月から	年 月から	(③前2ヶ年間の平均実績高 (千円)
1/ 月まで	年 月ま	
V		

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「O」を記 入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。

※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「O」を記入

| 18 | 製造・販売等実績記入方法(医療法人等の場合)

【損益計算書】等の財務諸表から、医業事業や事業収入に関する収入を合算し千円単位で記入してくださ い。ただし、補助金や寄付金、金利収入(利息)、資産運用等の事業外収入は除きます。(株式会社等で 営業外収益にあたる項目です)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【損益計算書】直前々年度分 「<mark>医業・事業収入(収益</mark>)」を記入。

【損益計算書】直前年度分 「医業・事業収入(収益)」を記入。

①直前々年	決算 (千円)	②直前年度分決3	算(于	
年	/ 月から	年	月ナー	③前 2
年 \	/ 月まで	年	りまで	
7				

2ヶ年間の平均実績高(千円)

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「o」を記入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。

※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「O」を記入

18 製造・販売等実績記入方法 (学校法人等の場合)

【収支計算書】【損益計算書】等の財務諸表から、事業に関する収入を合算し千円単位で記入してください。 ただし、補助金や寄付金、金利収入(利息)、資産運用等の事業外収入は除きます。(株式会社等で営業 外収益にあたる項目です)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【収支計算書】【損益計算書】等の直前々年度分の「事業に関する収益(学生納付金(授業料や入学金)、検定料、手数料、事業収入、受託収益等)」を記入。

【収支計算書】【損益計算書】等の直前年度分の「事業に関する収益(学生納付金 (授業料や入学金)、手数料、事業収入、 受託収益等)」を記入。

	L.			
①直前々年	算(千円)	②直前年度分決:	算(千円	
年	から	年	月か	③前2ヶ年間の平均実績高(千円)
年月	まで	年	アムで	
		/		
				1

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「O」を記入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。

※小数点第一位は四捨五入して記え

計上金額がない場合、「O」を記入

│18│製造・販売等実績記入方法(NPO法人等の場合)

【正味財産増減計算書】【収支計算書】等の財務諸表から、事業に関する収入を合算し、千円単位で記入 してください。ただし、補助金や寄付金、金利収入(利息)、資産運用等の事業外収入は除きます。(株式 会社等で営業外収益にあたる項目です)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【収支計算書】等収入の部の直前々年度 分事業収入(収益)を記入。

【収支計算書】等収入の部の直前年度 分事業収入(収益)を記入。

①直前	↑決算 (∓F	9) ②直前年度分	分決算 (千円)	
	月から	年	月から	③前2ヶ年間の平均実績高(千円)
	≠ 月まで	年	月ま	
V				

入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。

※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「〇」を記入

| 18 | 製造・販売等実績記入方法(組合等の場合)

【損益計算書】等の財務諸表から、事業に関する収入を合算し、千円単位で記入してください。ただし、補助金や寄付金、金利収入(利息)、資産運用等の事業外収入は除きます。(株式会社等で営業外収益にあたる項目です)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

【損益計算書】の直前々年度分「事業収益」を記入。

【損益計算書】の直前年度分「事業収益」を記入。

 ①直前々
 決算 (千円)
 ②直前年度分決算 (千円)

 年
 月から
 年
 月から

 年
 月まで
 年
 月

③前2ヶ年間の平均実績高 (千円)

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「O」を記入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。 ※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「O」を記入

18 製造・販売等実績(個人等の場合)

但し、建設業・測量・建設コンサルタント等の場合売上金額を除く。

直前々年度分青色の場合【損益計算書】の 売上(収入)金額(雑収入)を、 白色の場合【確定申告書B表】の営業等を 記入。 直前年度分青色の場合【損益計算書】の売 上(収入)金額(雑収入を含む) 白色の場合【確定申告書B表】の営業等を 記入。

①直前々 夬算 (千円)	②直前年度分決算 (千円)	
年 月から	年 月	③前2ヶ年間の平均実績高(千円)
年 月まで	年 月まで	
V		

※決算が年一回の場合は、上記①、②のそれぞれの欄に記入。 ※設立直後の組織・団体で決算がない場合、上記①と②に「O」を記入。決算がある場合、上記②と③に売上金額を記入。

※小数点第一位は四捨五入して記入 計上金額がない場合、「O」を記入

(参考)【18】製造・販売等実績額の計算方法

(1)「直前年度分決算」のみの場合

●「直前年度分決算」が12か月以下の場合

(例:新設会社において、1回決算を行った場合等)

②直前年度分決算の欄に、当該年度の「売上高」を記入し、③前2か年間の平均実績高の欄に同じ金額を記入してください。

- ②「直前年度分決算」が13か月以上の場合
 - ・②直前年度分決算の欄に、当該年度の「売上高」を記入
 - ・ ③前2か年間の平均実績高の欄には、以下の計算で求められる数値を記入します。

②の決算額÷月数×12か月(100円の位を四捨五入)

(例1) ②直前年度分決算

18,000 千円 (決算期間:18 か月間)

③前2か年間の平均実績高

- =(18,000 千円) ÷(18)か月×12 か月=**12,000** 千円
- (2)「直前々年度分決算」と「直前年度分決算」がある場合
 - ●「直前々年度分決算」と「直前年度分決算」の期間の合計が12か月以下の場合

①直前々年度分決算の欄及び②直前年度分決算の欄に、それぞれ当該年度の「売上高」を記入し、

①②の合計金額を③前2か年間の平均実績高の欄に記入してください。

- ②「直前々年度分決算」と「直前年度分決算」の期間の合計が13か月以上の場合
 - ・ ①直前々年度分決算の欄と②直前年度分決算の欄にそれぞれの年度の金額を記入します。
 - ・③前2か年間の平均実績高の欄には、以下の計算で求められる数値を記入します。

決算額の合計 (①+②) ÷決算期間の延べ月数×12か月 (100円の位を四捨五入)

(例2) ①直前々年度分決算

10,000 千円(決算期間:10 か月間)

②直前年度分決算

8,000 千円(決算期間:6 か月間)

③前2か年間の平均実績高

=(10,000 千円 +8,000 千円) $\div(10+6)$ か月 \times 12 か月 = 13,500 千円

項目	記入要領
売上0の理由	1. 建設コンサルタント 財務諸表の売上高が、建設業の「完成工事高」、測量及び建設コンサルタント等業務 の売上高で、O(千円)計上となる場合。 2. 新設会社・休眠会社 新設会社で未だ決算がない場合、または、会社が過去 2 年間休眠していて売上高が O(千円)の場合。 3. その他
	連結決算のため、申請会社単体の財務諸表が添付できない時に、新設会社同様に 売上高がO(千円)計上となる場合。
【19】自己資本額	※【資本金】および【自己資本額の合計】ともに、千円単位(百円の位を四捨五入)で記入して ください。
	【資本金】
	(法人の場合)
	登記事項証明書の【資本金の額】を記入してください。
	登記簿がない場合、または登記簿に資本金がない場合は、O計上をしてください。
	(個人の場合)
	青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、 <mark>元入金</mark> を記入してください。
	青色申告決算書の貸借対照表がない場合と、白色申告の場合、O計上してください。
	【自己資本額の合計】
	(法人の場合)
	貸借対照表の【純資産の部の合計】(または、【正味財産の合計】)を記入してください。
	決算後に資本金の増減がある場合は、(純資産の部の金額+資本金増減分)を記入。
	(個人の場合)
	青色申告決算書の貸借対照表がある場合は、
	(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)ー事業主貸 を記入
	青色申告決算書の貸借対照表がない場合は、
	損益計算書の青色申告特別控除前の所得金額 を記入
	白色申告の場合は、O計上してください。

	申請書記入要項 令和6年 12 月
	※合併、分社、事業譲渡等は8.3【19】を参照してください。
	※適格組合にあっては、資格審査の優遇措置で、組合に所属する構成組合員とそれぞれの
	実績(申請をする事業と同じものに限る。)を合算する場合と、優遇措置を受けずに組合単
	体の実績で行う場合のいずれかで記入を行ってください。
項目	記入要領
【20】外資状況	外資があり、本社住所が外国の場合は「外国籍」を選択、本社住所が日本の場合は「日本国
	籍」を選択 します。
	資本金に占める外国資本が50%超の場合は、以下の通り、外資状況を記入してください。
	(1) 1外国籍会社[国名:]
	本社(本店)が海外にある場合、その国名を記入してください。
	(例)外国籍企業の日本支店(○○日本支店、○○日本支社)等
	※複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。
	※日本支店の登記がある会社も含みます。
	(2)2日本国籍会社[国名:](比率: %) [国名:](比率: %)
	国籍は日本の会社であるが、外国資本が1ヶ国のみで50%超の場合、その国名と比率を
	記入してください。
	(例)イギリス60%、日本40%の場合、イギリス60%のみ記入
	※複数の国で外国資本が50%超の場合、上位2か国の国名と比率を記入してください。
【21】経営状況(流	流動資産(千円)及び流動負債(千円)に、直前年度分決算の貸借対照表の流動資
動比率)	産・流動負債を記入してください。また、流動比率も記入してください。
	※流動比率は小数点以下を四捨五入してください。
	※流動資産に正の金額があり流動負債が 0 の場合や、流動比率が 1,000%を超えるもの
	は、[(%)]の欄に 999%と記入してください。3桁まで記入可能です。
	※流動資産および流動負債がマイナスの場合は「O」と記入してください。
	※適格組合にあっては、資格審査の優遇措置で、組合に所属する構成組合員とそれぞれの
	実績を合算する場合と、優遇措置を受けずに組合単体の実績で行う場合のいずれかで記
	入を行ってください。
【22】みなし大企	以下の「みなし大企業」にあてはまる場合、チェックボックスにチェックをしてください。
業	※発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中
	小企業者
	※発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中
	小企業者
Foolst all for all	※大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている中小企業者
【23】営業年数	【27】営業経歴で求めた営業年数を満年数で転記してください。
	※適格組合にあっては、資格審査の優遇措置で、組合と組合に所属する構成組合員それぞ れの営業年数の平均値とする場合と、優遇措置を受けずに組合単体の営業年数のいず
	れの呂朱平敬の千均値とする場合と、後週指値を受けずに組合単体の呂朱平敬のいすれかで記入を行ってください。
	※合併・分社・事業譲渡の場合は、「8. 合併・分社等における申請について」を参照してくだ
	さい。
【24】常勤職員の	常勤職員の人数を記入してください。
人数	※ここでいう「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払
	対象者、社会保険料の納付対象者であること、等)を有することをいうので注意すること。

	中謂者記入安垻 节和6年 12 月
	(休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、 パート・アルバイト等の労働者は含みません。)
	※個人の場合、代表者以外の人数になります。
	※法人の場合、代表者及び役員以外の人数になります。
【25】設備の額	【17】希望する資格の種類で、「物品の製造」を選択した場合のみ、必ず記入してください。
	貸借対照表の「有形固定資産」(減価償却後の額)より、①機械装置類は、機械装置の金額、②運搬具類は、車両運搬具の金額、③工具その他は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額((土地、建物(その付帯設備を含む)は含まないこと))を記入してください。
	※減価償却後の額(残存価格)を記入して下さい。(貸借対照表に記載の金額)
	残存価格を証明できない場合は、設備の額に計上不可となります。
	※設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しかないため、審査の際に具体的な設備内容が判断つきません。
	そのため、リース資産と減価償却累計額が記載されている場合、減価償却に関する明細書や、設備とリース残高がわかる書類を添付してください。(貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上ができません。)
	※一括償却資産の内訳がわからなければ、それが備品、車輛運搬具、その他に該当するか判断できないので、内訳を確認するようにしてください。内訳が示されない場合は、計上不可です。
【26】主な設備内 容	【17】希望する資格の種類で、「物品の製造」を選択した場合、必ず当該業種に係る自社の主な設備内容を例のとおり記入してください。
	(例:大判印刷機 3台、パソコン 10台、運搬トラック 4台 等)
	※上記【25】設備の額が、「O」の場合はその理由を記入して下さい。

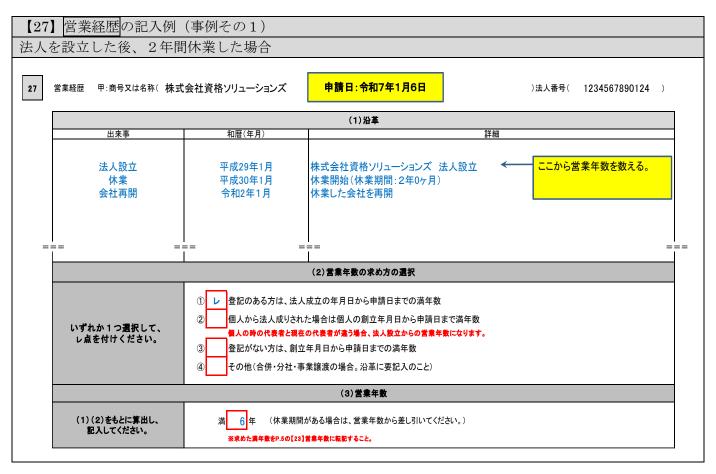
7.7 申請書6頁の記入要領

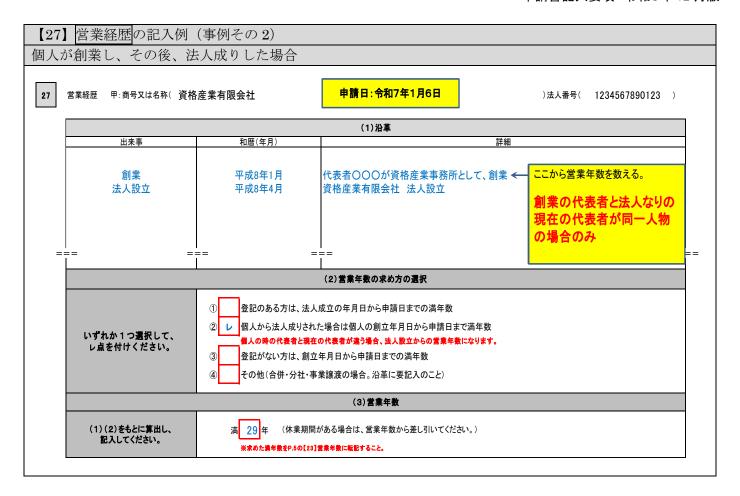
申請書 6 頁の記入例は下記となります。下記要領に沿って記入してください。ただし、ここでは、(2)営業年数の求め方の選択で、①②③について扱います。

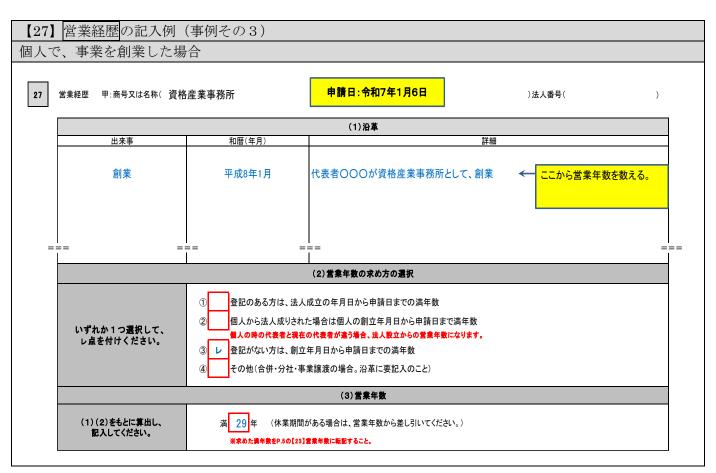
27 営業経歴 甲: 商号又は名称(株式	会社資格技術)法人番号(1234567890123)			
	(1)沿革						
①出来事 甲の創業 甲の法人設立	②和暦(年月) 平成7年1月 平成7年4月 中の創業者(資格 次郎)と甲社の代表者が同一人物であれば、可。						
	(2)営業年敷の求め方の選択						
いずれか1つ選択して、 レ点を付けください。	① 登記のある方は、法人成立の年月日から申請日までの満年数 ② レ 個人から法人成りされた場合は個人の創立年月日から申請日まで満年数 個人の時の代表者と現在の代表者が違う場合、法人設立からの言葉年数になります。 ③ 登記がない方は、創立年月日から申請日までの満年数 ④ その他(合併・分社・事業譲渡等の場合。沿革に要記入)						
	(3)営業年教						
(1)(2)をもとに算出し、 配入してください。	満 30 年 (休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。) ※求めた満年数をP.5の[23]営業年数に転配すること。						
受付機関コード	受付番号 審査担当者 6						
【27】 営業経歴							
項目	記入要領						
識別	申請者の識別は、「甲:」とします。						
商号又は名称	申請者の商号又は名称は、【09】商号又は名称を再度記入します。						
法人番号	申請者の法人番号は、【06】法人番号を再度記入します。						
(1) 沿革	申請者の創業から現在に至るまでの沿革を①出来事、②和暦(年月)、③詳紀分けて記入します。 ※当欄は、(3)営業年数を求めるのに必要な出来事をピックアップするためので、甲の社歴をもれなく記入するためのものではありません。						
①出来事	出来事は、創業、法人設立、休業又は休業開始、会 開設、合併・分社・事業譲渡などを取り上げ、時系列しただし、合併・分社・事業譲渡は、「8. 合併・分社等」	こ記入しま	す。				

	中調書記入委項 予和6年 12 月 ので、該当する項目は、ここでは省略します。
②和暦(年月)	①出来事の起きた年月を和暦で記入します。
	※年月は、他の項目で明示しない限り、「〇年〇月1日」と見なします。
③詳細	①出来事、和暦(年月)の補足説明を記入してください。
	補足説明の例として、
	〇休業期間:〇年〇ヶ月
	※出来事「休業」または「休業開始」に対応して記入してください。
	※休業期間 = 「至:(休業を終了した年月日)」-「自:(休業を開始した年
	月日)」
	の計算式で算出します。
	等があります。
	※年月日は、和暦で記入します。
	ただし、「明治より前」の場合は、明治6年1月1日に置き換えて記入します。
(2)営業年数の求め方の選択	以下の 4 つの選択肢から、いずれか 1 つ選択して、チェックボックスに <mark>レ</mark> 点を付けてください。
	①口 登記のある方(※1)は、法人成立の年月日から申請日までの満年数
	②口 個人から法人成りされた場合(※2)は、個人の創立年月日から申請日まで
	の満年数
	③口 登記がない方(※3)は、創立年月日から申請日までの満年数
	④口 その他(合併・分社・事業譲渡の場合。沿革に要記入のこと)(※4)
	①について
	※1 登記のある方とは、【03】業者種別: 1 組合、2 公益法人、3 その他の法人 または 5 その他のうち登記のある法人を指します。
	申請者の沿革により、以下の計算式
	営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日 - 休業期間
	で、算出し、(3)の営業年数を求めます。
	②について
	※2 個人から法人成りされた場合とは、創業者が個人事業主として創業し、その後法人化した場合を指します。(個人の時と法人成りした時の代表者が同一人物であること。また、現在まで同一人物であること。)
	申請者の沿革により、以下の計算式
	営業年数 = 申請日 - 創業年月日 - 休業期間
	で、算出し、(3)の営業年数を求めます。
	ただし、個人の時の代表者と現在の代表者が違う場合、法人設立からの営業 年数になります。
	③について
	※3 登記がない方とは、【03】業者種別:4個人及び 5 その他のうち登記のない法人等(
	地方公共団体、
	外国、外国の行政区画および外国会社並びに法律又は条約の規定により認 許された外国法人、
	人格のない社団等および日本の法律の規定により成立し、設立の登記を行

	中謂書記入安頃 市和6年 12 月					
	わない法人)を指します。					
	申請者の沿革により、以下の計算式					
	営業年数 = 申請日 - 創業年月日 - 休業期間					
	で、算出し、(3)の営業年数を求めます。					
	④について					
	合併・分社・事業譲渡は、「8. 合併・分社等における申請について」を参照してください。					
	官公需適格組合は、「9.3 官公需適格組合の資格申請について」 を参照してください。					
	※4 その他とは、上記①から③以外を指し、合併・分社・事業譲渡等に関わる 複数社の沿革により、それぞれ営業年数を求め、(3)の営業年数を算出しま す。					
(3)営業年数	(1)(2)をもとに算出した営業年数を、満年数で記入します。					
	※休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。					
	その後、【23】営業年数に転記します。					
	※申請会社や個人が休業中の場合、申請できません。					







7.8 申請書7頁の記入要領

申請書 7 頁の記入例は下記となります。下記要領に沿って記入してください。

28 予算》 (1) レ	この誓約が虚偽であり、又は	との誓約 団体である場合は当団体)は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。 この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異難は一切申し立てません。 断した場合に、役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。								
	(上記に誓約及び同意する場合	、左のチェックボックスにチェックをしてください。)								
	1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第		0 th 1							
	(1)指定暴力団員	防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項 各号に掲げる次の 者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む								
	(3) 法人その他の団体であって、指定暴 (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引そ	カ団員がその役員になっているもの。 の他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当	áするものを除く。)							
				以上						
		(2)役員等名簿	(1/ 2)							
	①役職 	②氏 名 (フリガナ)	③性別	④生年月日※和暦で記入						
	代表取締役	資格 次郎(シカク ジロウ)	男性	昭和41年10月22日						
	取締役	資格 太郎 (シカク タロウ)	男性	昭和39年10月22日						
	取締役	資格 三郎(シカク サブロウ)	男性	昭和43年10月22日						
	取締役	資格 史郎(シカク シロウ)	男性	昭和45年10月22日						
	取締役	資格 吾郎(シカク ゴロウ)	男性	昭和47年10月22日						
	退任日(令和6年12月20日)	資格 逸郎 (シカク イツロウ)								
	取締役	資格 七郎(シカク シチロウ)	男性	昭和51年10月22日						
	取締役	資格 八郎(シカク ハチロウ)	男性	昭和53年10月22日						
受付機関コード		以下受付・審査機関使用欄 受付番号 7	審査担当者							
8]予算	「決算及び会計令第 70	条第3号に該当しないことの誓約								
		記入要領								
誓約										
誓約同]意のチェックボックス	誓約の本文を読み、同意する場合にチェックボックにチェックをしてください。								
役員等	·····································	★役員等名簿の記入に当たっての留意事項								
		・役員等名簿の不備は、申請受付できません。								
		・法人の場合、当役員等名簿に記入する対象は登記事項証明書に記載されて								
		いる役員です。※ただし、氏名の下に下線が引いてある方と、監査役は除く。								
		代表者を先頭に、その他は登記事項証明書の表示順に記載ください。								
		・個人事業主の場合、役職欄は省略可能とします。								
		・役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可能とします。								
		・登記事項証明書に記載された役員が登記事項証明書取得後から申請時まで に退任等している場合は、役職に退任日、登記事項証明書に記載のある氏 名、フリガナを記入してください。性別と、生年月日は、省略可能。								

申請書記入要項 令和6年 12 月版

	※役員等名簿 1 ページの行数は 8 名分なので、行数が足りない場合は、「(別紙)役員等名簿追加用」(20 名分)を適宜追加してください。
①役職	登記事項証明書の表示のとおりに記入してください。
②氏名(フリガナ)	氏名と、フリガナを記入してください。
③性別	記入してください。
④生年月日※和暦で記入	生年月日を和暦で記入ください。生年月日の空欄は申請受付できません。(公務員と、退任済みの方を除く。)
⑤(役員等名簿の)総ページ数	「(別紙)役員等名簿追加用」を追加しない場合は、 総ページ数は、「1」(枚)
	を、
	「(別紙)役員等名簿追加用を追加した場合は、
	総ページ数は、「追加した枚数+1」(枚)
	を記入ください。

(別紙)	2員等	名簿追加用	l									
						役員	等名簿					(2/ 2)
役職				氏 名 (フリガナ) 性別							生年月日※和暦で記入	
		取締	殳		資格 九郎(シカク クロウ) 男							昭和55年10月22日
	× 40- = 4	ま々徳の行動がロ!	したい場合は 「	(別紅) 初	は員等名簿追加用」をコ	レビー L デンタ to	l ナノゼ	÷1.				
	× V A	子石海の刊数が足 、	7 (4 t) MB (4 t)	(701414.7 13		■以下受付			單			
受付機関コード					受付番号					審	査担当者	
	(別紙)役員等名簿追加用											
3	項目							1	记入要项	Į		
役員等名	簿		【28】 】	算決	算及び会調	十令第	70 条	第3号	引に該当	iしな	いことの	の誓約の(2)役員等名簿と同
				.入く	どさい。					_		
			※役員等名簿の行数が足りない場合は、「(別紙)役員等名簿追加用」をコピーして追加									
			してください。当別紙は 1 ページに 20 名分を追加できます。									

7.9 申請書の提出先について

郵送もしくは持参で受付・審査窓口に提出してください。

最後にもう一度記入漏れがないかご確認の上、申請書をご提出ください。

8. 合併・分社等における申請について

8.1 申請事由と申請種別について

次に掲げる事由が発生した場合は再申請を行うものとする。

(1)申請事由の種類

申請事由は、下記の種類になります。

申請事由	例示
合併	A社とB社が合併してC社となる新設合併
	A社がB社を合併してA社となる吸収合併
分社	D社がE社とF社に分社され、新設したE社を申請者とした新設分割
	D社がE社とF社に分社され、既存するE社を申請者とした吸収分割
事業譲渡	G社がH社に事業譲渡する場合
個人事業主が法人化する場合	K商店が法人化し、J社となる場合
(個人→法人)	個人と法人成りした代表者が同一人物であること。
法人が個人事業化する場合	M社が廃業等の事情により、個人事業のL事務所となる場合
(法人→個人)	引き継ぎできません。
	法人は資格の取消届、個人は新規申請になります。
売上等の増加により、等級の変動が	N社が決算後に、審査に関わる項目の「売上実績額(売上高)」、「自己資本
ある場合	額」、「経営状況(流動比率)」、「営業年数」、「設備の額」の変動により、等級
(等級変動)	(A~D)が変わる場合。

(2)申請事由別申請方法について

- 申請事由別に申請方法は下記となります。かつこ内は必要に応じて申請となります。
- ※資格を持っていない会社が申請する場合、「新規申請」してください。
- ※資格をお持ちの場合、「更新申請」してください。
- ※合併・分社・事業譲渡等で複数社にわたる申請は、郵送・持参による紙面申請を推奨いたします。
- ※下表で、「資格の取消届」が必要な場合、「変更・資格の取消・再発行届記入要項」を参照して申請してください。

申請事由	申請種別
合併・分社・事業譲渡等の事由により、初めて資格を取得する場合。	新規申請
(例:新設分割で新規設立した会社や、合併で資格がなかった存続会社等で新しく登記された場	
合)	
既に資格を有した会社が、合併・分社・事業譲渡等の事由により、等級(A~D)に変動があり、登記	更新申請
簿は履歴が追加され引き継がれる場合。	
(例:新設合併及び吸収合併して事業を承継する存続会社等で 登記が引き継がれる場合)	
合併・分社・事業譲渡等の事由により、消滅会社及び資格が不要となった存続会社の場合。	資格の取消届
(例:吸収合併による消滅会社や分社、事業譲渡により存続会社で資格が不要となった場合)	

①合併の場合

申請事由	申請者	申請種別	旧有資格者	申請事由の例示
合併	C 社	C社の新規申請	A 社	資格のある A 社と B 社が、C 社と新設合併する場
パターン1	A 社	(A、B社は資格の取消	B 社	合。
(新設合併)	B 社	届)		
		※消滅会社は、有資		※C 社が新規設立され、A社、B社が消滅会社とな
		格者数分、資格の取		る新設合併の場合で、A 社及び B 社の資格は不
		消届が必要です		要となります。
合併	A 社	A 社の更新申請	A 社	資格のある A 社が、資格のある B 社を吸収合併し
パターン2	B社	(B 社は資格の取消	B 社	て、A 社の等級(A~D)に変動がある場合。
(吸収合併)		届)		例:A 社が「役務の提供」で等級(B)、B 社が「役務
				の提供」で等級(B)を所持しており、A社の更新申
				請で、A 社が等級(A)となるような場合。
				※等級変動があるか確認すること。ない場合は申 請不要。
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				す
合併	A 社	A 社の新規申請	B 社	資格のない A 社が、B 社を吸収合併して新たに資格
パターン3	B 社	(B 社は資格の取消		を取る場合。
(吸収合併)		届)		※B 社は消滅会社となるため、資格が不要となりま
				す。
合併	B社	A 社は申請不要	A 社	資格のあるA社が、資格のあるB社を吸収合併して
パターン4		(B 社は資格の取消	B 社	も、等級(A~D)に変動がなく、資格審査結果通知
(吸収合併)		届)		書の表示項目(住所・商号又は名称、代表者等の変
				更可能な項目)に変更がない場合。
				※等級変動がないことを、必ず確認してください。
				例:A 社が「物品の製造」で等級(D)、B 社が「物品
				の製造」で等級(D)を所持しており、等級(D)の変
				動はなく、住所・商号又は名称・代表者等にも変 動がない場合
				※B 社は消滅会社となるため、資格が不要となりま
				す。

※合併はしたが、等級変動がなく、代表者の変更、商号の変更、競争参加を希望する地域の変更、希望する資格の種類の変更等がある場合、変更届を申請してください。

②分社の場合

申請事由	申請	申請種別	旧有資格者	申請事由の例示
	者			
分社	E社	E 社の更新申請	E社	D社がE社とF社に吸収分割され、既存で有資格の
パターン1				E 社に D 社の事業が引き継がれ、E 社の等級(A~
(吸収分割)				D)が変動する場合。
分社	E社	E 社の新規申請		D社がE社とF社に新設分割され新設するE社にD
パターン2				社の一部事業が引き継がれる場合。
(新設分割)				
分社	D 社	D 社の更新申請	D 社	D社がE社とF社の2社に新設分割又は吸収分割さ
パターン3			(更新時)	れ、D 社が有資格者の場合、等級(A~D)に変動が

(吸収分割及				ある場合。
び新設分割)				例:D 社が分社により、等級が下がる場合等
分社	D 社	D 社の 変更 届	D 社	D 社が E 社と F 社に分割され、D社の等級(A~D)
パターン4				は変わらないが、商号又は名称等の変更可能な項
(吸収分割)				目に変更がある場合。
				※等級変動がないことを、必ず確認してください。
分社		D社は申請不要	D 社	D 社が E 社と F 社に分割され、D 社の等級(A~D)
パターン5				は変わらず、資格審査結果通知書の表示項目にな
(吸収分割)				る変更可能な項目がない場合
				※等級変動がないことを、必ず確認してください。

③事業譲渡の場合

申請事由	申請	申請種別	旧有資格者	申請事由の例示
	者			
事業譲渡	H社	H 社の 更新 申請	H 社	G 社の事業を有資格者のH社に事業譲渡する場
パターン1				合、H社の等級(A~D)が変わる場合
事業譲渡	H社	H 社の 新規 申請		G社の事業を資格のないH社に事業譲渡する場合、
パターン2				H社が新規に資格取得する場合
事業譲渡	H社	H 社の 変更 届	H 社	資格のある G 社の事業を資格のあるH社に事業譲
パターン3				渡する場合、H社の等級(A~D)は変わらず、資格
				審査結果通知書の表示項目に変動があった場合
				例:H社の等級は変わらないが、商号又は名称が変
				わった場合
事業譲渡		申請不要	H社	資格のある G 社の事業を資格のあるH社に事業譲
パターン4				渡する場合、H社の等級(A~D)は変わらず、資格
				審査結果通知書の表示項目にも変動がない場合

④その他事由の場合

申請事由	申請者	申請種別	有資格者	申請事由の例示
個人→法人	J社	J社の更新申請	K 商店	資格のある個人事業主K商店が法人化し、J 社となる場合。個人の代表者と法人成りした代表者が同じ場合のみ対象。 ※商号又は名称の変更申請では対応せず、業者コードを引き継ぐ更新申請
等級変動	N 社	N社の更新申請	N 社	資格のあるN社が、決算後等で、等級に関わる項目の「売上実績額(売上高)」、「自己資本額」、「流動比率」、「営業年数」、「設備の額」に変化があり、等級(A~D)が変わる場合(以下、等級変動と表記します) ※通常の更新申請同様の扱いで、売上実績額(売上高)は、2か年の平均とします。

	1		l	,
法人格変動	O社	O社の更新申請	O社	O社の法人格が変わる際に、住所、商号又は名称、
				代表者氏名、競争参加を希望する地域・営業所、希
				望する資格の種類及び営業品目以外に変動がある
				場合
				※法人格が変わる場合とは
				①公益法人 ⇔ 株式会社
				②組合 ⇔ 株式会社
				③公益社団法人 ⇔ 組合 等を指します。
				例:法人格が変わることで、資本金の増資等により、
				等級がDからCに変わる場合など
	_		_	
合併	B 社	A 社の変更届	A 社	資格のあるA社が、資格のあるB社を吸収、合併、
分社		(B 社は資格の取消	B 社	分社、事業譲渡しても、等級(A~D)に変動がなく、
事業譲渡		届)		資格審査結果通知書の表示項目(住所・商号又は
				名称、代表者等の変更可能な項目)に変更がある
				場合。
				※等級変動がないことを、必ず確認してください。
				例:A社が「物品の製造」で等級(D)、B社が「物品の
				製造」で等級(D)を所持しており、等級(D)の変動
				はなく、住所・商号又は名称・代表者等に変動が
				ある場合
				※B 社は消滅会社となるため、資格が不要となりま
				す。

8.2 添付書類について

申請の事由により添付書類が異なりますが、以下の添付書類が必要になります。

申請事由	必要な添付書類
合併	①申請者の登記事項証明書【写】
	②申請者の納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
	※令和7年1月6日から必須となります。
	③申請者の納税証明書(その3の3)【写】
	④申請者が有資格者である場合、資格審査結果通知書【写】
	⑤合併直前確定決算の合併に関係する複数社分の財務諸表(1年分)
	⑥合併時別紙明細表
	※ 合併時別紙明細表は、1.6.2 各種ファイルのダウンロードから取得できます。
	⑦合併契約書や定款等
	⑧委任状(代理人申請時)
分社	①申請者の登記事項証明書【写】
	②分社後の複数社分の納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
	※令和7年1月6日から必須となります。
	③分社後の複数社分の納税証明書(その3の3)【写】
	④分社に関係する会社が有資格者である場合、資格審査結果通知書【写】

	,申請書記入要項 令和6年 12 月版 -
申請事由	必要な添付書類
	⑤申請者の分社直前確定決算の財務諸表(1年分)
	⑥分割契約書又は分割計画書
	※ 引継ぐ売上金額等が明確でなければ、申請書項目 18、19、21 に計上できません。引継ぐ売上金 額等がある場合は、分割会社の財務諸表を添付してください。
	(である場合は、万割去社の財務語表を添りしてたさい。 (で)委任状(代理人申請時)
古光添油	
事業譲渡 	①申請者の登記事項証明書【写】 ②中請者の登記事項証明書【写】
	②申請者の納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
	※令和7年1月6日から必須となります。
	③申請者の納税証明書(その3の3)【写】 ○ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	④事業譲渡に関係する会社が有資格者である場合、資格審査結果通知書【写】 -
	⑤申請者の事業譲渡前確定決算の財務諸表(1年分)
	⑥事業譲渡契約書
	※ 事業譲渡する売上金額等が明らかにされないと、申請書項目 18、19、21 に計上できません。事業譲渡する売上金等を計上する場合、譲渡会社の財務諸表及び納税証明書(その3の3)【写】を添付してください。
	 ⑦委任状(代理人申請時)
個人→法人	 ①法人の登記事項証明書【写】※ <mark>履歴事項全部証明書【写】</mark>
	②個人事業主の開業届
	※開業届は必須添付書類ではないが、円滑な審査を行うための書類
	③納税証明書その2(個人)【写】
	 取得できない場合、 所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書
	及び
	 納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
	※令和7年1月6日から必須となります。
	 ④個人の納税証明書(その3の2)【写】及び法人の納税証明書(その3の3)【写】
	 ⑤個人の財務諸表(1年分)
	「 (所得税青色申告決算書、又は所得税確定申告書 B 票)
	※法人成りして一度でも決算を終えたら、 個人の添付書類は不要 です。法人として更新申請をしてく ださい。
	⑤委任状(代理人申請時)
等級変動	法人及び個人による新規・更新申請時と同様の添付書類
	※売上実績は、2か年の平均となります。

※ 分社・合併・事業譲渡の場合、効力発生日以降に申請してください。

財務諸表及び別紙明細の提出できない場合、金額に関する項目は受付・審査窓口で確認ができないため、「O」とみなされます。

※ 合併・分社・事業譲渡後に申請者が決算をした場合には金額継承はできません。その場合は合併・分社・事業譲渡後の確定決算の財務諸表によります。

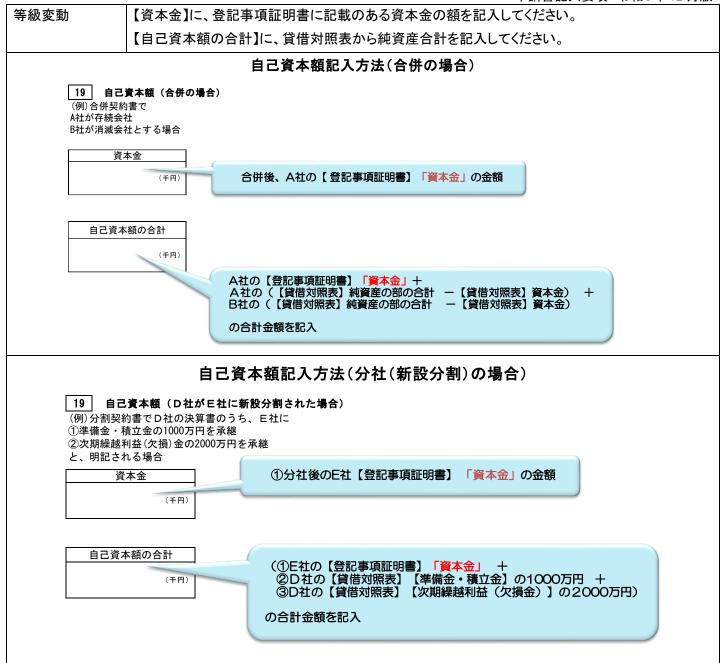
8.3 申請書記入について

[18] 製造・販売等実績

申請事由	記入要領
合併	合併直前決算から合併契約書を元に合併に係わった会社の売上高を②直前年度分決算と③前2ヶ 年の平均実績額に記入してください。
分社	分社直前決算から分割契約書(または分割計画書)に記載された売上高合計 を②直前年度分決算と③前2ヶ年の平均実績額に記入してください。分割契約書(または分割計画書)に分割会社から承継すべき売上高が明らかでない場合は、承継する売上高は0千円となります。
事業譲渡	事業譲渡直前決算から事業譲渡契約書に記載された売上高を②直前年度分決算と③前2ヶ年の平均実績額に記入してください。事業譲渡契約書に事業譲渡を受けた社に事業譲渡に係わる売上高が明らかでない場合は、事業譲渡に係わる売上高は0千円となります。
個人→法人	個人と法人成りした代表者が同一人物であること。 個人の確定申告書(損益計算書)の売上金額を①直前前度分決算と②直前年度分決算に記入し、① ②の平均額を③前2ヶ年の平均実績額に記入してください。 ただし、法人化した後に、決算があれば、法人の決算書のみで申請すること。
等級変動	直前決算の損益計算書等から、売上金額を①直前々年度分決算と②直前年度分決算に記入し、③ 前2ヶ年の平均実績額に①と②の平均金額を記入してください。
法人格変動	(例)公益法人→株式会社に法人格変動 公益法人の損益計算書等から売上金額を①直前前度分決算と②直前年度分決算に記入し、① ②の平均金額を③前2ヶ年の平均実績額に記入してください。

[19] 自己資本額

申請事由	記入要領
合併	【資本金】に、申請者の登記事項証明書に記載のある資本金の額を記入してください。
	【自己資本額の合計】に、合併直前決算から合併契約書を元に別紙明細表に記載した自己資本額を記入してください。
分社	【資本金】に、申請者の登記事項証明書に記載のある資本金の額を記入してくだささい。
	【自己資本額の合計】に、分社直前決算の決算書及び分割契約書(または分割計画書)に記載された金額を元に自己資本額を記入してください。(分割契約書(または分割計画書)に記載された分割会社の金額が明らかでない場合は、承継会社の自己資本額に算入することはできません。)
事業譲渡	【資本金】に、申請者の登記事項証明書に記載のある資本金の額を記入してください。
	【自己資本額の合計】に、事業譲渡直前決算の決算書及び事業譲渡契約書に記載された金額を元 に自己資本額を記入してください。
	(事業譲渡契約書に記載された事業譲渡に係わる金額が明らかでない場合、事業を譲り受けた会社の自己資本額に算入することはできません。)
個人→法人	【資本金】と【自己資本額の合計】に、登記事項証明書に記載のある資本金の額を記入してください。



[21] 経営状況

※計算が999%を超える場合、3桁しか入らないため、「999」と記入してください。

申請事由	記入要領
合併	合併契約書を元に、合併に係わった会社の、合併直前決算の貸借対照表から流動資産合計、流動
	負債合計の計上が可能です。上記金額より求めた流動比率を記入してください。
分社	分割契約書(または分割計画書)に承継すべき流動資産及び流動負債の金額の記載がなければ、
	計上できません。流動資産0計上、流動負債0計上なら、流動比率がO%になります。
事業譲渡	事業譲渡契約書に譲渡した事業に係わる流動資産及び流動負債の金額の記載がなければ、計上
	できません。流動資産0計上、流動負債0計上なら、流動比率が0%になります。
個人→法人	個人の確定申告で、貸借対照表が添付されれば、計上可能。貸借対照表がない場合は、0 計上に
	なります。上記金額より求めた流動比率を記入してください。
等級変動	直前決算時の貸借対照表から、流動資産、流動負債の金額及び流動比率を記入してください。

[23] 営業年数

[27] 営業経歴の(3)営業年数で求めた満年数を転記します。

※営業年数がわからない方は、営業年数算出用ツールをご使用ください。

[25] 設備の額([17]で物品の製造を選択した時のみ)

※該当書類の提出及び数字の算出ができない場合の関連項目の数字は「O」となります。

申請事由	記入要領
合併	合併契約書を元に、合併直前決算の貸借対照表に記載された固定資産を参考に、合算して計上し
	てください。
分社	分割契約書(または分割計画書)に記載があれば、計上してください。
事業譲渡	事業譲渡契約書に記載があれば、計上してください。
個人→法人	個人事業主の青色申告に含まれる貸借対照表の該当する設備の金額を記入してください。
等級変動	申請者の直前決算時の貸借対照表の設備の額を記入してください。

[27] 営業経歴

※該当事業の年数がわかるよう、【27】営業経歴に事業の年数を記載してください。

申請事由	記入要領
合併	合併に関係する複数社のうち、一番長い年数を記入してください。
	営業経歴の記入例は、(事例その 4a)を参照のこと。ただし、当事例は吸収合併後に、申請者におい
	て、未だ決算がない場合です。
	(事例その4b)は、吸収合併後に申請者において決算が行われた場合です。(算出される営業年数
	は(事例その 4a)と同じ年数になります。)
分社	申請者も含め、引継ぐ事業の年数のうち、一番長い年数を記入してください。
	営業経歴の記入例は、(事例その 5a)を参照のこと。ただし、当事例は吸収分割後に、申請者におい
	て未だ決算がない場合です。
	(事例その 5b)は、吸収分割後に申請者において決算が行われた場合です。(算出される営業年数
	は(事例その 5a)と同じ年数になります。)
事業譲渡	申請者も含め、引継ぐ事業の年数のうち、一番長い年数を記入してください。
	営業経歴の記入例は、(事例その 5a)の「吸収分割」を「事業譲渡」に読み替えて参照のこと。
個人→法人	個人からの創業年数を記入してください。(個人と法人成りの代表者が同一人物であること)
	(営業経歴の記入例は、(事例その2)を参照のこと)
等級変動	創業からの営業年数を記入してください。

【27】営業経歴(合併・分社・事業譲渡の場合)		
項目	記入要領	
識別	申請者の識別は、「甲:」とします。	
商号又は名称	申請者の商号又は名称は、【09】商号又は名称を再度記入します。	
法人番号	申請者の法人番号は、【06】法人番号を再度記入します。	
(1) 沿革	申請者の創業から現在に至るまでの沿革を①出来事、②和暦(年月)、③詳細に分けて記入します。	
	※複数社を記入する場合は、それぞれの社の沿革を1ブロックにまとめるなどして、簡潔に 記述してください。	
	※複数社それぞれを区別する必要がある場合は、申請者の商号又は名称に「甲:」と付し、 その他の社には「乙:」、「丙:」、「丁:」と付してください。	
①出来事	出来事は、創業、法人設立、休業又は休業開始、会社再開、組織変更、事業部の開設、合併・分社・事業譲渡などを取り上げ、時系列に記入します。	
②和暦(年月)	①出来事の起きた年月を和暦で記入します。	
	※年月は、他の項目で明示しない限り、「〇年〇月1日」と見なします。	
③詳細	①出来事、和暦(年月)の補足説明を記入してください。	
	補足説明の例として、	
	〇法人番号:9876543210321	
	※申請者以外の社の出来事「法人の設立」に対応して記入してください。	
	〇引継事業の開始日: 〇年〇月〇日	
	※出来事「事業の開設」等に対応して、必要があれば記入してください。	
	※引継事業とは、合併・分社・事業譲渡により、引き継ぐ事業を指します。	
	※引継事業の開始日とは、当事業が創業(開始)された日を指し、合併・分社・事業譲 渡した日ではありません。	
	〇引継事業の営業年数:満〇年	
	※「引継事業の開始日」と併記してください。	
	※上記の休業期間にかかる場合は、差引いてください。	
	※引継事業の営業年数 = 申請日 - 引継事業の開始日	
	の計算式で計算し、年に満たない月数は切り捨てます。(満〇年にするため)	
	○営業年数:満○年	
	※申請者およびその他の社の出来事「法人の設立」に対応して記入してください。	
	※営業年数 = 申請日 - 法人成立の(設立)年月日	
	の計算式で算出し、年に満たない月数は切り捨てます。(満〇年にするため)	
	※休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。	
	等があります。	
	※年月日は、和暦で記入します。	
	ただし、「明治より前」の場合は、明治6年1月1日に置き換えて記入します。	

(2)営業年数の求め 方の選択

(2)営業年数の求め 合併・分社・事業譲渡の場合は、④のチェックボックスにレ 点を付けてください。

- ①□ 登記のある方は、法人成立の年月日から申請日までの満年数
- ②□ 個人から法人成りされた場合は、個人の創立年月日から申請日までの満年数
- ③口 登記がない方は、創立年月日から申請日までの満年数
- ④ その他(合併・分社・事業譲渡の場合。沿革に要記入のこと)

4について

合併・分社・事業譲渡等に関わる複数社の沿革により、それぞれ営業年数を求め、(3) の営業年数を算出します。

●【合併】の場合

申請者(法人に限る)の営業年数は、申請者の沿革に従い、

営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日

で、算出し、長い方の営業年数を求め、申請者の沿革の詳細に

甲:営業年数:満〇年

と記入する。

申請者以外の社(例えば、乙社)の営業年数は、それぞれの社の沿革に従い、

営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日

で、算出し、長い方の営業年数を求め、その社の沿革の詳細に

乙:営業年数:満〇年

と、記入します。

その後、それぞれの社の

それぞれの営業年数を比較して、一番長い営業年数を(3)の営業年数として求めます。

●【分社・事業譲渡】の場合

申請者(法人に限る)の営業年数は、申請者の沿革に従い、

営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日

で、算出し、長い方の営業年数を求め、申請者の沿革の詳細に

甲:営業年数:満〇年

と記入する。

申請者以外の社(例えば、乙社)の引継事業の営業年数は、それぞれの社の沿革に従い。

引継事業の営業年数 = 申請日 - 引継事業の開始日

で、算出し、その社の沿革の詳細に

乙: 引継事業の営業年数: 満〇年

と、記入します。

その後、

それぞれの社の営業年数のうち、一番長い営業年数を(3)の営業年数として求めます。

●【官公需適格組合】の場合

「9.3 官公需適格組合の資格申請について」を参照のこと。

(3)営業年数

(1)(2)をもとに算出した営業年数を、満年数で記入します。

※休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。

その後、【23】営業年数に転記します。

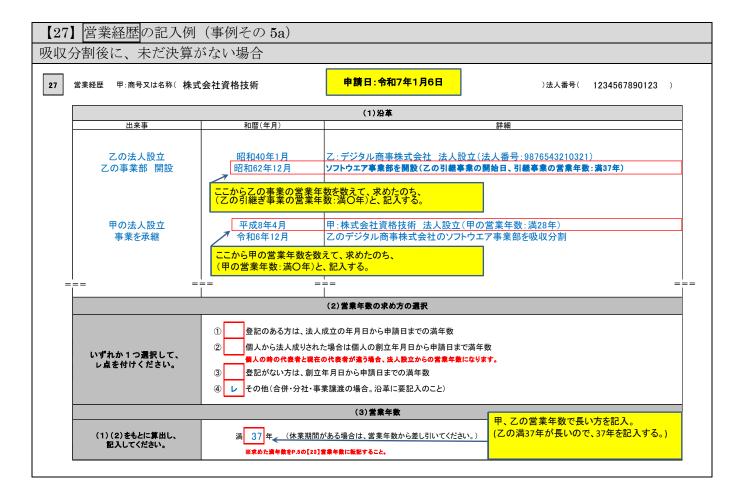


(事例その4b)は吸収合併後に、申請者において決算が行われた場合なので、 (事例その4a)の沿革の末尾に、

「吸収合併後の第1回目の決算」

の項目を追加して記入してください。

(事例その4a)で求めた営業年数と同様に(3)の営業年数を記入できます。



※事業譲渡は、「吸収分割」を「事業譲渡」に読み替えて記入してください。

(事例その 5b)は吸収分割後に、申請者において決算が行われた場合なので、 (事例その 5a)の沿革の末尾に、

吸収分割後の第1回目の決算

の項目を追加して記入してください。

(事例その 5a)で求めた営業年数と同様に(3)の営業年数を記入できます。

※事業譲渡は、「吸収分割」を「事業譲渡」に読み替えて記入してください。

8.4 申請書の提出について

申請書の記入を確認したら、申請書を郵送または持参で提出します。

※ 受付後は、窓口から受付票を受理してください。

9. その他の特殊な申請について

9.1 外国事業者の申請について

全省庁統一資格において、外国事業者の資格審査申請も可能です。ただし、申請内容について添付の書類でわかるようご留意ください。

また、海外在住の個人事業主は、申請が出来ません。(「納税証明書その3の2」が取得できるのであれば、申請可能です。)

●外国事業者の申請注意事項

下記にご留意ください

- ①代表者印又はサインは不要です。
- ②登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- ③申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、原文+日本語の訳文を添付してください。
- ④申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。
 - (財務省のホームページ等を確認してください。)
- ⑤資格審査結果通知書は、日本国内の送付になります。日本国内に事業所がない場合、委任状を添付の上、 代理人による申請を行ってください。

9.1.1 本店で申請する場合について

日本に支店登記がある・ないに関わらず、本店の財務諸表を基にして申請をすることができます。

(1)添付書類について

必要な添付種類は下記の通りになります。

必須/任意	添付書類一覧
必須	①登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面
	※原文+日本語訳が必要
	②当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する、当該国での納税に関する書面
	※原文+日本語訳が必要。ただし、納税に関する証明がない場合省略可能
	③財務諸表(1年分)
	※日本の会社の財務諸表と同様に、資本金及び純資産合計金額が確認できること。
	確認すべき箇所は全て日本語訳が必要。又、財務諸表の貸借対照表及び損益計算書の日
	本語訳(金額は日本円に換算)が必要。
	※財務諸表(貸借対照表)に資本金に当たる項目がない場合、資本金がO計上となります。
	※財務諸表(損益計算書、貸借対照表)が非公開の場合、製造販売等実績、自己資本額、流
	動比率、設備の額がO計上になります。
	※連結決算は認めません。単体の決算書(損益計算書、貸借対照表)を提出ください。もし、単
	体の決算書が提出できない場合は、製造販売等実績、自己資本額、流動比率、設備の額が
	O計上になります。
	※財務諸表(貸借体諸表)に流動資産及び流動負債、設備の額に当たる項目がない場合は、そ
	の項目の金額が0千円として計上可能です。

		1 812 8 8 7 7 1 1 1 1 1	
	④資格審査結果通知書【写】		
	※郵送・持参による更新申請の場合		
必要に応じ	委任状(代理人申請時)		

(2) 申請書の記入について

項目	記入要領
【01】定期·随時	7.2 【01】定期・随時と同様です。(P.33 を参照のこと)
【02】新規·更新	7.2 【02】新規·更新と同様です。(P.34 を参照のこと)
【03】業者種別	5:その他に〇印を記入してください。
【04】官公需適格組合証明書	記入不要です。
【05】業者コード	7.2 【05】 業者コードと同様です。(P.35 を参照のこと)
【06】法人番号	記入不要です。
【07】郵便番号	郵便番号を空欄にしてください。
【08】住所	海外にある本社住所を英語表記又はカタカナで記入してください。
	※記入可能な文字は英数字とカタカナのみなります。
	全角50文字におさまらない場合、一部省略して記入してください。
【09】商号又は名称	商号又は名称を、英語表記又はカタカナで記入してください。
【10】代表者役職·氏名	●代表者役職
	外国の法律に準じた代表権のある役職を、英語表記又は日本語訳表記で記 入してください。
	※全角30文字におさまらない場合、省略して記入してください。
	●代表者氏名
	代表者氏名は、英語表記又はカタカナで記入してください。
	※全角35文字におさまらない場合、省略して記入してください。
【11】設立年月日	本社の設立年月日を和暦で記入してください。
【12】申請担当者·代理人	資格審査申請に関して、受付・審査機関から照会が可能な担当者氏名(全角漢字・英語表記・カナ)及び部署名の記入してください。
	※姓と名の間は1文字分空けて記入してください。
【13】申請担当者·代理人勤務先	●申請担当者·代理人勤務先住所
住所	資格審査結果通知書の送付先として、日本国内の住所を記入ください。
【14】電話番号・FAX番・メールアド	●電話番号·FAX 番号
レス	申請担当者又は行政書士等の代理人の連絡先を記入してください。
	●メールアドレス
	受付・審査窓口が申請内容について連絡ができるメールアドレスを記入してください。
【15】主たる事業の種類	7.3 【15】主たる事業の種類と同様です。(P.41 参照のこと)
【16】競争参加を希望する地域	日本に支店や営業所がない場合、外国の本社や営業所の名称、住所、連絡先でも可としますが、住所が全角50文字におさまらない場合、一部省略して記入してください。郵便番号は空欄になります。
【17】希望する資格の種類等	7.5 【17】希望する資格の種類等と同様です。(P.45 を参照のこと)

【18】製造·販売等実績	金額項目の実績は、本国にある本店の実績で記入してください。
【19】自己資本額	※外貨レートについては、毎年1度外国貨幣換算率の改訂が行われるので、財
【21】経営状況(流動比率)	務省のホームページを参照し、確認してから記入してください。
【20】外資状況	1. 外国籍会社に〇がついていることを確認し、払込資本における外資の金額が一番多い国名が1か国記入されていることを確認します。
【23】営業年数	【27】営業経歴で求めた営業年数を満年数で転記してください。
【24】常勤職員の人数	会社全体の常勤職員の人数を記入してください。(グループ会社の社員、役員を除く。)
【25】設備の額	金額項目の実績は、本国にある本店の実績で記入してください。
	※外貨レートについては、毎年1度外国貨幣換算率の改訂が行われるので、財 務省のホームページを参照し、確認してから記入してください。
	※設備の額は、資格の種類に「物品の製造」を選択しない場合は不要です。
【26】主な設備内容	※設備の額は、資格の種類に「物品の製造」を選択しない場合は不要です。
【27】営業経歴	法人設立からの営業年数が記載されていることを確認します。
【28】予算決算及び会計令第70条 第3号に該当しないことの誓約	7.8 【28】予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当しないことの誓約と同様です。(P.59 を参照のこと)

※外国会社で日本支店登記のある場合、支店の登記事項証明書に加え、支店の納税証明書、財務諸表が揃えられる場合があり、資格付与が可能です。

9.1.2 日本支店で申請する場合について

外国籍の本店を持つ外国事業者で、日本支店の登記がある場合、日本支店の財務諸表を基に申請することができます。

(1) 添付書類

必要な添付書類は、日本の会社と同様の書類をご用意ください。

必須/任意	添付書類一覧
必須	①日本支店の登記事項証明書【写】
	②日本支店の納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書
	※令和 7 年 1 月 6 日から 必須と なります。
	③日本支店の納税証明書(その3の3)【写】
	※国内で日本支店が事業を行い、納税も行われているため取得可能です。
	④日本支店の財務諸表(1年分)
	⑤資格審査結果通知書【写】
	※郵送・持参による更新申請の場合
必要に応じ	委任状(代理人申請時)

(2)申請書の記入について

項目	記入要領
【01】定期·随時	7.2 【01】 <mark>定期・随時</mark> と同様です。(P.33 を参照のこと)
【02】新規·更新	7.2 【02】 <mark>新規・更新</mark> と同様です。(P.34 を参照のこと)
【03】業者種別	5:その他に〇印を記入してください。
【04】官公需適格組合証明書	記入不要です。

For 1 ** + * - 1 !!	申請書記人要項 令和6年 12 月版
【05】業者コード	7.2 【05】業者コードと同様です。(P.35 を参照のこと)
【06】法人番号	記入不要です。 郵便番号を空欄にしてください。
【07】郵便番号 【08】住所	
[00][王][日本支店の登記事項証明書に記載がある、【本店】の住所を記入してください。
	※日本支店の国内住所の記載ではありません。
【09】商号又は名称	登記事項証明書に記載がある、【本店】の名称を記入してください。
	※登記事項証明書の記載通りに記入してください。
【10】代表者役職·氏名	登記事項証明書の【役員に関する事項】に記載がある役職名に【日本における代
	表者】と氏名を記入してください。
【11】設立年月日	本社の設立年月日を和暦で記入してください。
	※日本支店の設立年月日ではありません。
【12】申請担当者·代理人	
112]中胡担当有"10年人	資格審査申請に関して、受付・審査機関から照会が可能な担当者氏名(全角漢字・
	英語表記・カナ)及び部署名の記入してください。
	※姓と名の間は1文字分空けて記入してください。
【13】申請担当者・代理人勤務	●申請担当者·代理人勤務先住所
先住所	資格審査結果通知書の送付先として、日本国内の住所を記入ください。
【14】電話番号·FAX番·メール	●電話番号·FAX 番号
アドレス	申請担当者又は行政書士等の代理人の連絡先を記入してください。
	●メールアドレス
	受付・審査窓口が申請内容について連絡ができるメールアドレスを記入してくださ
	UN₀ .
【15】主たる事業の種類	7.3 【15】主たる事業の種類と同様です。(P.41 を参照のこと)
【16】競争参加を希望する地域	登記事項証明書の【支店】に記載がある、主に日本国内で契約を行う代表支店の
	営業所名、住所、連絡先を記入してください。
【17】希望する資格の種類等	7.5 【17】希望する資格の種類等と同様です。(P.45 を参照のこと)
【18】製造·販売等実績	日本支店の財務諸表に記載がある金額をそれぞれ記入してください。
【19】自己資本額	ただし、【19】自己資本額の【資本金】に0計上し、【自己資本額の合計】に貸借対照
【21】経営状況(流動比率)	表の純資産合計を記入してください。
【20】外資状況	1. 外国籍会社に〇がついていることを確認し、払込資本における外資の金額が一
	番多い国名が1か国記入されていることを確認します。
	│ │ <mark>日本支店の設立からの営業年数</mark> が記載されていることを確認してください。(【27】
	古本文店の設立がらの音楽中数が記載されていることを確認してください。(【27】 営業経歴で求めた【営業年数】を満年数で転記してください。)
 【24】常勤職員の人数	日本支店に所属している常勤職員の人数を記入してください。
【25】設備の額	日本支店の財務諸表に記載がある金額をそれぞれ記入してください。
	※設備の額は、資格の種類に「物品の製造」を選択しない場合は不要です。
【26】主な設備内容	※設備の額は、資格の種類に「物品の製造」を選択しない場合は不要です。
【27】営業経歴	本店設立、日本支店設立などが記載されているのを確認してください。
【28】予算決算及び会計令第	7.8 【28】予算決算及び会計令第70条第3号に該当しないことの誓約と同様です。
70 条第 3 号に該当しないこと	(P.59 を参照のこと)
の誓約	

9.2 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を行う事業者の資格申請について

国の各機関における競争参加資格は、「物品製造等(全省庁統一資格)」以外に、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の3種類あります。

資格審査にあたっては申請者の売上実績について、いずれかの資格と重複しない様配慮されています。

※なお、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格は本制度対象外ですので、詳細は各府省等の担当部署に問い合わせてください。

(1)申請時の注意事項

- ①建設業、測量及び建設コンサルタント等業務で、当該業務以外の売上高が、損益計算書から確認できない場合、売上実績額(売上高)は「O」と記入してください。
- ②建設工事の競争参加資格で計上した「完成工事高」、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格で計上した「測量等実績高(売上高)」の売上金額は、本資格で計上することはできません。
- ③建設工事の経営事項審査で用いた損益計算書(様式 16 号)に「兼業事業売上高」がある場合は、申請書項目【18】製造・販売等実績に兼業事業売上高を計上できます。(ただし、決算書の期と同一のものに限ります。)

測量・建設コンサルタントも同様に、様式第 11 号の「兼業事業売上高」のみ計上可能です。

④申請書の受付、送付等については、通常の申請と同様に行ってください。

(2)添付書類について

添付書類は通常の申請と同様に、

(法人の場合)登記事項証明書【写】

納税証明書その2(法人)【写】 ※令和7年1月6日から必須です。

取得できない場合、 法人税の申告に関する申出書を提出してください。

納税証明書その3の3【写】、

財務諸表(1年分) 必要に応じて様式 11 号又は様式 16 号を追加で添付してください。

(個人の場合)開業届【写】 ※必須ではないが、円滑な審査を行うため

納税証明書その2(個人)【写】 ※令和7年1月6日から必須です。

取得できない場合、 **所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書**を提出してください。

納税証明書その3の2【写】

財務諸表(1年分) 必要に応じて様式 11 号又は様式 16 号を添付してください。

(3)申請書の記入について下記の項目以外は、通常の申請と同様に申請してください。

項目	記入要領
【18】製造·販売等実績	申請者の損益計算書等で、売上高の科目の「兼業売上高」の金額を記入してください。

9.3 官公需適格組合の資格申請について

官公需適格組合は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に基づき、各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長より官公需適格組合証明書が発行されます。

全省庁統一資格審査において官公需適格組合は、競争契約参加資格審査における格付けについて、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点数の算定方法に関する特例が設けられています。

例として、組合単体だと D 等級のところ、組合員の実績から点数を加算し A から C 等級の取得も可能となるものです。

(1)申請時の注意事項

- ①適格組合を構成する組合及び組合員で申請する場合、官公需適格組合証明書の写しもあわせて添付してく ださい。
- ②適格組合単体で資格申請を行うことも可能です。

その場合、添付書類は通常の組合と同様、登記事項証明書、納税証明書その2(法人)※、納税証明書(その3の3)、財務諸表の3点のみで、官公需適格組合証明書の写しは不要です。

※納税証明書その2(法人)は、令和7年1月6日から必須添付です。

- ③所属する企業や個人が多い場合、審査にも時間を要するため、各社審査項目の金額等を合算した別紙明 細表を添付してください。
- ④財務内容を合算して審査可能なのは、官公需適格組合証明書が発行された組合のみです。適格組合では いその他の組合や団体では行えません。
- ⑤申請書の受付、送付等については、通常の申請と同様となります。

(2)添付書類について

適格組合を構成する組合及び組合員で申請する場合、添付書類は下記の表のとおりです。

※適格組合の申請時は、申請者が希望する等級にたりうるだけの組合員の添付書類(「納税証明書」、「財務 諸表」)で構いません。(構成組合員全ての書類が必要ではありません)

必須/任意	添付書類一覧
必須	①官公需適格組合証明書(物品納入等)【写】
	※申請日において有効期間内の証明書
	②組合員名簿
	③組合及び構成組合員の登記事項証明書【写】(鮮明なもの)
	④組合及び構成組合員が法人の場合は、
	納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、法人税の申告に関する申出書
	個人の場合は、
	納税証明書その2(個人)【写】
	取得できない場合、所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書
	※令和7年1月6日から必須となります。
	⑤組合及び構成組合員が法人の場合は納税証明書(その3の3)【写】
	または個人の場合は納税証明書(その3の2)【写】(いずれも鮮明なもの)
	⑥組合及び構成組合員の財務諸表(1年分)
	※上記③から⑥は、希望する等級(A~D)にたりうる分必要です。
	⑦適格組合申請別紙明細表

	※ 適格組合申請別紙明細表は、1.6.2 「各種ファイルのダウンロード」から取得できます。 ⑧資格審査結果通知書【写】 ※郵送・持参による更新申請の場合
必要に応じ	①委任状(代理人申請時) ②外字届(申請者の住所、商号又は名称、代表者に外字が含まれる場合)

(3)申請書の記入について

項目	記入要領
【04】官公需適格組合 証明	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条 第1項第4号に該当する場合、必要となります。
	各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
	ただし、申請時の優遇措置(組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等)を受けず、組合単体で申請する場合、記入は不要です。
	※証明番号は3桁の数字で入力してください。3桁に満たない場合は、右詰し、ゼロで埋めてください。
	※適格組合証明は、申請日において有効な証明であることを確認してください。
【18】製造·販売等実績 【19】自己資本額	組合と構成組合員のそれぞれの実績額(申請をする事業と同じものに限る)の合計を記入してください。
【25】設備の額	※別紙明細書を添付してください。
【21】経営状況(流動比率)	組合と構成組合員のそれぞれの流動資産及び流動負債の平均値で求めた流動比率を小 数点以下四捨五入し、記入してください。
【23】営業年数	【27】 営業経歴の(3)営業年数が満年数で転記されているのを確認してください。
【24】常勤職員の人数	組合と構成組合員のそれぞれの常勤職員の人数の合計人数で記入してください。
【27】営業経歴	※組合単体の営業年数と、組合員の営業年数とについそれぞれ満年数を求め、複数の年 数を合算して、平均した年数を(3)営業年数として求めます。
	営業経歴 記入例(事例その7を)参照のこと。
	【官公需適格組合】の(3)営業年数の求め方は、
	申請者(組合単体)の営業年数は、申請者の沿革に従い、
	営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日
	で、算出し、長い方の営業年数を求め、申請者の沿革の詳細に
	甲∶営業年数∶満○年
	と記入する。
	組合員(例えば、乙社)の営業年数は、それぞれの組合員の沿革に従い、
	営業年数 = 申請日 - 創業年月日 - 又は
	営業年数 = 申請日 - 法人の成立した(設立)年月日
	で、算出し、長い方の営業年数を求め、その組合員の沿革の詳細に

乙:営業年数:満〇年
と、記入します。
その後、それぞれの社の
それぞれの営業年数の平均の営業年数を求め、(3)の営業年数
とします。



9.4 任意団体(みなし法人)の資格申請について

(1)任意団体とは

法人(株式会社・学校法人・公益社団法人・特定非営利活動法人・企業組合等)として認められていない団体のことで、法人格のない社団のことをいいます。また、権利能力なき社団や人格なき社団とも言われます。

(2)申請時の注意事項

- ①申請時に、登記事項証明書が提出できないことを受付・審査窓口に伝えてください。
- ②申請書の送付等については、通常の申請と同様に行ってください。
- ③納税証明書が出せない場合、申請受付はできません。
- ④複数の会社の集まりのような団体は申請受付できません。組織の内部が人のみの場合です。 (例:JVのような複数の企業の共同体など)

(3)添付書類の確認

添付書類は下記の表のとおりですが、受付・審査窓口にもよくご確認の上、申請を行ってください。

必須/任意	添付書類一覧
必須	①組織の規約や定款等(組織の代表者がわかる書類も含む)
	②納税証明書(その3の3)【写】又は納税証明書(その3の2)【写】
	※納税証明書の種類により、みなし法人申請か個人申請か判別します。
	③納税証明書(その3の3)の場合は、
	納税証明書その2(法人)【写】
	取得できない場合、法人税の申告に関する申出書
	納税証明書(その3の2)の場合は、
	納税証明書その2(個人)【写】
	取得できない場合、所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書
	を、添付すること。 <mark>※令和7年1月6日より必須です。</mark>
	④組織の財務諸表(1年分)
	⑤資格審査結果通知書【写】
	※郵送・持参による更新申請の場合
必要に応じ	①委任状(代理人申請時)
	②外字届(申請者の住所、商号又は名称、代表者に外字が含まれる場合)

(4)申請書の記入について

項目	記入要領
【03】業者種別	納税証明書がその3の3である場合、5その他に〇を記入してください。
【10】代表者	組織の代表者がわかる書類から、役職名、代表者氏名が記入されていることを確認します。 役職名に決まりがなければ、「代表者」と記入してください。

9.5 地方公共団体等の資格申請について

(1)申請時の注意事項

- ① 申請時に、登記事項証明書が提出できない組織・団体であると確認の上、法人番号が正しいものかを確認していただきます。具体的には、インターネットの法人番号検索サイトで、法人番号とその組織名称とが正しく対応していることを確認後申請してください。ただし、申請者が地方公営企業の場合は、地方公営企業法に定める資料をお付けください。(下記(2)①の添付書類として添付してください。)
- ② 申請書の送付等については、通常の申請と同様に行います。
- ③ 納税証明書その2(法人)【写】は、必要ありません。
- ④ 納税証明書その3の3【写】は、必要ありません。
- ⑤ 「入札の業務たる単位」における財務諸表の提出は連結を認めない取り扱いとなります。

(2)添付書類の確認

必須/任意	添付書類一覧
必須	①組織の規約や定款等(組織の代表者がわかる書類も含む)
	②組織の財務諸表(1年分)
	※地方公共団体本体の場合は、総務省方式改訂モデルに基づく財務諸表(一般会計) (連結は不可)
	※地方公営企業法に定める公営企業の場合は、その財務諸表(特別会計)(連結は不可)
	③資格審查結果通知書【写】
	※郵送・持参による更新申請の場合
任意	④委任状(代理人申請時)

(3)申請書の記入について

項目	記入要領
【03】業者種別	<u>5 その他</u> にOをつけてください。
【10】代表者役職·氏 名	組織の代表者がわかる書類から、役職名、代表者氏名を記入してください。

9.6 新規設立法人等の資格申請について

新規に設立した会社及び個人事業主が決算および確定申告前に資格取得することは可能です。下記にご留意ください。

(1)申請時の注意事項

設立後、初年度の決算前の申請の場合、財務諸表は不要。ただし、関連項目 18、21、23、25 は「O」となります。

(2)添付書類の確認

財務諸表を除き、

(法人の場合)登記事項証明書【写】

法人税の申告に関する申出書 ※令和7年1月6日から必須となります。

納税証明書その3の3【写】

(個人の場合)開業届 ※必須ではないが、円滑な審査を行うため

所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書

納税証明書その3の2【写】

を、提出していただきます。

(3)申請書の記入について

項目	記入要領
【18】製造·販売等実績	財務諸表が提出できないため、左記の項目には「O」を記入してください。
【21】経営状況(流動比率)	
【25】設備の額	
【19】自己資本額	(法人の場合)
	【資本金】及び【自己資本額の合計】に、登記事項証明書に記載がある資本金の金額を記入してください。
	(個人の場合)
	【資本金】及び【自己資本額の合計】に、「O」を記入してください。
【23】営業年数	設立から1年に満たないため、「 <mark>O</mark> 」を記入してください。
【27】営業経歴	沿革に創業、法人設立等を記入してください。
	営業年数は、設立から1年に満たないため、「 <mark>O</mark> 」を記入してください。

9.7 会社更生法及び民事再生法をうけた場合について

(1)会社更生法とは

会社更生法の第一条は下記となっていますが、株式会社の事業再生を目的とした手続きを定めるための法律です。

この法律は、窮境である株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続きを 定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該会 社の事業の維持更生を図ることを目的とする。

株式会社のみを対象とした、比較的大きな会社が行う場合が多い手続です。

(2)民事再生法とは

民事再生法の第一条は下記となっていますが、経済的に非常に苦しい状態にある債務者の事業や経済生活の 再生を目的とする法律です。

この法律は、経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。

法人だけではなく、個人も申請することができ、経営陣がそのまま引き続き経営することが可能な手続きになります。

(3)申請の留意点

①会社更生法の場合

旧経営陣が退陣して、裁判所が選任した管財人が代表者となるため、代表者が必ず変わることと、場合により、 更生会社という名称が既存の商号に加わるため、会社名が変わることもあります。

そのため、少なくとも必ず代表者の変更届が必要となります。

②民事再生法の場合

元々の経営陣が退陣せず、そのまま経営を継続ができるため、変更届については必要がない場合があります。 経営陣が責任を取って辞職する場合は、変更届が必要になります。

会社更生法同様、財産評定をするため、貸借対照表及び財産目録を作成して裁判所に提出する必要があり、資格審査時の自己資本額に変動が起こる可能性があります。(民事再生法124条)

(4)申請事由

再審査	申請者	既存の	事由(例示)	再審査実施の可否
事由		有資格者		
会社更生法	P社	P社	P 社が会社更生法の適用を受け、財務内容に変動	P 社の変更申請
パターン			がなく、代表者が管財人である弁護士となり、商号	
			又は名称に更生会社が付与される場合	
民事再生法	Q 社	Q 社	Q 社が民事再生法の適用を受け、代表者が交代し	Q 社の変更申請
パターン1			た場合	
民事再生法	Q 社	Q 社	Q 社が民事再生法の適用を受けたが、代表者の交	申請不要
パターン2			代なく事業を継続する場合	

(5)添付書類

変更申請の通常通りの添付書類に加えて、「**更生手続開始決定書」**又は「**再生手続開始決定書**」写しの添付してください。

事由	申請方法	添付書類
会社更生法	変更申請	①登記事項証明書【写】(鮮明なもの)
		②更生手続開始決定書【写】
		(手続する裁判所が発行した鮮明なもの)
民事再生法	変更申請	①登記事項証明書【写】(鮮明なもの)
		②再生手続開始決定書【写】
		(手続する裁判所が発行した鮮明なもの)

10. 巻末資料

10.1 営業年数算出用ツール

- ※当ツールは、申請書項目【27】営業経歴の沿革を元に営業年数を算出した後、確認のために使用する参考資料です。 当ツールは提出書類ではありません。
- ※当ツールは、申請書(新規・更新申請)のシート「(参考)営業年数算出用ツール」として「申請書付属版」と、「インターネットによる新規申請」又は「インターネットによる更新申請」からツール単独でダウンロードできる「単独版」とがあります。



	申請書記入要項 令和6年 12 月
	〇引継ぐ事業の開始日から営業年数を計算する場合は、引継ぐ事業の開始 日を入力してください。
	※「明治より前」の場合は、明治6年1月1日に置き換えて入力します。
	※引継事業とは、合併・分社・事業譲渡により、引き継いだ事業を指します。
	※引継事業の開始日とは、当該事業が創業(開始)された日を指し、合併・
	分社・事業譲渡した日ではありません。
②法人の成立した(設立)年月日	〇登記に記載のある「会社成立の年月日」、「法人成立の年月日」また「組合 契約の効力が発生する年月日」を和暦で入力してください。
	○分社・事業譲渡で、引き継ぐ事業の営業年数を求める場合は、当項目は
	未入力にしてください。
	※「明治より前」の場合は、明治6年1月1日に置き換えて入力してください。
③休業していた期間	休業していた期間があれば、
※休業していた期間があれば入力	「自:(休業を開始した年月日)」と、
	「至:(休業を終了した年月日)」
	を、和暦で、入力してださい。
	「③休業していた期間」=
	「至:(休業を終了した年月日)」-「自:(休業を開始した年月日)」
	と、自動計算して、「△年△ヶ月」の形式で表示します。
	※③の期間は、『「申請日」 ~ 「①創業年月日又は引継事業の開始日」』
	または『「申請日」~「②法人の成立した(設立)年月日」』のどちらか
	の期間に含まれていること。どちらの期間にも含まれない場合は、休業期間にもまます。
	間を未入力にしてください。
④ ①創業年月日又は引継事業の 開始日から申請日までの期間	「申請日」-「①創業年月日又は引継事業の開始日」 - 「③休業していた期間」
	の計算式で自動計算し、「△年△ヶ月」の形式で表示します。
	※④の期間は、『「申請日」~「①創業年月日又は引継事業の開始日」』 の間に「③休業していた期間」を含むときに、正しい期間(△年△ヶ月)を 算出します。
⑤ ②法人の成立した(設立)年月	「申請日」-「②法人の成立した(設立)年月日」-「③休業していた期
日から申請日までの期間	間」
	の計算式で自動計算し、「△年△ヶ月」の形式で表示します。
	※⑤の期間は、『「申請日」~「②法人の成立した(設立)年月日」』の間に
	「③休業していた期間」を含むときに、正しい期間(△年△ヶ月)を算出します。
(C)営業年数	(B)の④⑤で求めた期間のうち、長い方の期間の満年数を表示します。
	<u>I</u>

10.2 競争参加者の資格に関する公示の別記4、別記5

別記4 付与数值

項目		付	与 数	値(物品の	製造)	
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高	60点	55点	50点	45点	40点	35点
(前2ヶ年の平均実績高)	5億円未満 2. 5億円以上	2. 5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	30点	25点	20点	15点	10点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
	10点	8点	6点	4点	2点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満		•	
(4) 古来 牛 奴	5点	4点	3点			
⑤設備の額	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 1000万円以上	1000万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	

合計(最高点) 100点

項目	付	与 数	値(物品の販	売・役務の提	供・物品の買	受)
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高	65点	60点	55点	50点	45点	40点
(前2ヶ年の平均実績高)	5億円未満 2. 5億円以上	2. 5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
②日ご貝本領の口前	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
沙川到比平	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満		-	
	10点	8点	6点			

合計(最高点) 100点

別記5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

(1) 物品の製造

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	Α	3000万円以上
80点以上 90点未満	В	2000万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	С	400万円以上 2000万円未満
55点未満	D	400万円未満

注:船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注:国有林野事業特別会計で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	Α	3000万円以上
80点以上 90点未満	В	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	С	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

注:船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注:国有林野事業特別会計で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示 する方法により示す。

(3) 物品の買受け

付与点数	等級	予定価格の範囲
70点以上	А	1000万円以上
50点以上 70点未満	В	200万円以上 1000万円未満
50点未満	С	200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。